令和5年第1回江差町議会定例会資料

資料1	:	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業概要【議案第1号関係】	P	1
資料 2	:	学校給食費物価高騰対策の概要【議案第1号関係】	P	2
資料3	:	旧江光ビル跡地活用拠点施設整備概要【議案第7号関係】	P	3
資料4	:	町有大型車両車庫オーバースライダー改修工事概要【議案第7号関係】	P	4
資料 5	:	小黒部寿の家玄関ほか改修工事概要【議案第7号関係】	P	5
資料6	:	対鴎館軒天改修工事概要【議案第7号関係】	P	6
資料 7	:	円山第3団地解体工事概要【議案第7号関係】	P	7
資料8	:	中歌町団地外壁・屋根改修工事概要【議案第7号関係】	P	8
資料 9	:	中歌町団地窓改修工事概要【議案第7号関係】	P	9
資料10	:	港湾センター貨物一時保管庫アルミオーバースライダー改修工事【議案第13号関係】	P 1	. 0
資料11	:	子育て世帯に対する主な支援策一覧【議案第7号関係】	P 1	. 1
資料12	:	農業振興に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	P 1	. 2
資料13	:	森林機能の維持保全・有害鳥獣対策に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	P 1	. 3
資料14	:	木育推進事業(クリ試験栽培)の概要【議案第7号関係】	P 1	. 4
資料15	:	町民の森管理事業の概要【議案第7号関係】	P 1	. 5
資料16	:	前浜漁業の生産性の向上に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	P 1	6
資料17	:	港湾施設に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	P 1	. 7
資料18	:	商工業振興・労働行政に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	P 1	. 9
資料19	:	旧町営レストラン外壁改修工事概要【議案第7号関係】	P 2	2 0
資料20	:	繁次郎番屋外壁及び破風板塗装工事概要【議案第7号関係】	P 2	2 1
資料21	:	追分会館設備改修の概要【議案第7号関係】	P 2	2 2
資料22	:	「低区配水管給水管切替工事」及び「町道新栄町稲荷通り道路改良工事」概要		
		【議案第7・15号関係】	P 2	2 3
資料23	:	普通河川五勝手川転落防止柵布設換工事概要【議案第7号関係】	P 2	2 4
資料24	:	いにしえ街道分電盤柵更新事業概要【議案第7号関係】	P 2	2 5
資料25	:	江差・上ノ国下水道管理センターの建築設備更新工事概要【議案第11号関係】	P 2	2 6
資料26	:	江差5号枝線汚水管渠新設工事概要【議案第11号関係】	P 2	2 7
資料27	:	低区田沢野系配水管老朽管更新工事概要【議案第15号関係】	P 2	8 2
資料28	:	「学びのカタチづくり推進モデル事業」概要【議案第7号関係】	P 2	2 9
資料29	:	「北海道医療大学との連携事業」概要【議案第7号関係】	Р З	8 0
資料30	:	教職員住宅(円山B−1)解体工事概要【議案第7号関係】	P 3	3 1
資料31	:	江差小学校複合遊具設置工事概要【議案第7号関係】	P 3	3 2
資料32	:	江小、北小学校保健室簡易シャワー機能設置工事概要【議案第7号関係】	Р З	3

資料33:	「学校給食費完全無償化事業」概要【議案第7号関係】	… P 3 4
資料34:	「学校AIドリル導入事業」概要【議案第7号関係】	…P 3 5
資料35:	「部活動地域移行対策」の概要【議案第7号関係】	…P 3 6
資料36:	文化会館地下非常扉改修概要【議案第7号関係】	… P 3 7
資料37:	文化会館屋上鋼製建具改修概要【議案第7号関係】	P 3 8
資料38:	文化会館外壁補修工事概要【議案第7号関係】	…P 3 9
資料39:	開陽丸船体現状確認調査、遺物の保存・活用の概要【議案第7号関係】	… P 4 0
資料40:	『コンサドーレ札幌連携事業』概要【議案第7号関係】	… P 4 1
資料41:	運動公園テニスコート多目的改修概要【議案第7号関係】	… P 4 2
資料42:	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う町関係例規の整備	
	【議案第17・18・19号関係】	… P 4 3
資料43:	江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例新旧対照表	
	【議案第19号関係】	P 5 0
資料44:	江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	
	新旧対照表【議案第20号関係】	… P 5 1
資料45:	江差町職員の育児休業等に関する条例改正概要及び新旧対照表	
	【議案第21号関係】	… P 5 3
資料46:	江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧	
	対照表【議案第22号関係】	… P 6 1
資料47:	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	
	【議案第23号関係】	… P 6 5
資料48:	江差町学童保育所設置条例新旧対照表【議案第24号関係】	… P 6 7
資料49:	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を	
	定める条例新旧対照表【議案第25号関係】	… P 6 9
資料50:	江差町国民健康保険条例新旧対照表【議案第26号関係】	P83
資料51:	江差町過疎地域持続的発展市町村計画新旧対照表【議案第27号関係】	P 8 5

別冊:

· 令和 5 年度 江差町各会計予算資料

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 活用事業概要

(D) = (A) + (B) + (C)

(A)

(B)

(C)

1 令和4年度臨時交付金の状況

(1)令和4年度充当可能額

区 分	金額
R3本省繰越分	110, 400
原油·物価高騰対応分	72, 041
電気・ガス・食料品等 価格高騰重点支援分	41, 806
合 計	224, 247

(2)令和4年度充当状況(今回提案時点)

区分	金額	
既充当済額	224, 247	
第1回定例会(2事業)	0	(E)
提案事業:1事業	800	
減額補正:1事業	▲ 800	
合 計	224, 247	(F)
充当残額	0	

2 令和4年度臨時交付金の活用事業(今回提案事業)

(単位: 千円)

						(単位:十円)		
事業 No. 事業名		所管課	既補正額 (事業費)	今回補正額 (事業費)	臨時交付金 充当額			
感染	拡		31,709					
		予算計上済				31,709		
雇用	の	維持と事業の継続 ~暮らしを支え、守りきる~	•			87,431		
		予算計上済				87,431		
	1	学校給食費物価高騰対策	学校教育課		1,304	800		
	2	農業経営持続化支援給付金事業	産業振興課	13,800	▲ 800	▲ 800		
経済	活	動の回復 〜地域経済を立て直す〜				83,730		
		予算計上済				83,730		
強靭	な		~			21,377		
予算計上済						21,377		
	今回提案分 2事業 504							
	合計							

令和4年度臨時交付金活用事業(個票)

資料2

	T		
担当課係名	学校教育課	提出年月日	R5.3

1 国の経済対策との関係

事業区分	原油価格・物価高騰対応分
具体的な対策	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

2 事業名

+ 444 /5	当拉 外 企 弗特尔克唑 特尔
	学校給食費物価高騰対策
尹未石	丁伐帕皮其物岬间隔外水

3 事業の概要

(1) 目的·効果

今般の原油価格及び電気・ガス料金等を含む物価高騰が、学校給食食材にも大きな影響を及ぼしている。こうした中においても、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食を実施していくと共に、コロナ禍において物価高騰等に直面する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、物価高騰に伴う学校給食費の増額分を保護者負担に転嫁することなく、学校設置者である学校給食センター構成町(江差町・上ノ国町)において令和4年第2回定例会(6月定例会)にて江差町負担分として1,322千円を予算補正したところであるが、年度末時点において改めて物価高騰に伴う影響額を調査した結果、不足額が生じたため、追加の負担をする。

(2) 事業費

項目		金額		財源名
事業費総額		1,304,000	円	
	国庫補助	0	Н	
	※臨時交付金以外	0		
	臨時交付金	800,000	円	
	地方債	0	円	
	その他	0	円	
	一般財源	504,000	円	

(3) 経費内訳(品名・規格・数量・単価等)

①江差町・上ノ国町学校給食センターに対する物価高騰分負担金 1,304,000円

※物価高騰による学校給食費影響額 小学校分744,000円(206名)

中学校分560,000円(134名)

(4) 事業対象(対象者、対象施設等)

江差町・上ノ国町学校給食センター(町立小中学校の全児童生徒及びその保護者:小学校206名 + 中学校134名 = 340名)

(5) 実施期間 | 令和 4 年 4 月 1 日 | ~ | 令和 5 年 3 月 31 日

(6) 事業イメージ(写真、イラスト等) 事業イメージ等無

(7) 定量目標

①物価高騰に伴う学校給食費の増額影響 0円(学校給食費への転嫁なし)

旧江光ビル跡地活用拠点施設整備 事業名

〈所管課:まちづくり推進課〉

1 事業の概要

平成27年度に解体した旧江光ビル跡地を活用し、利便性が高く、町民の日常を支え、 賑わいをもたらす拠点施設を目指し整備する。

【施設整備の目的】

- 1. 江差町中心市街地商店街の衰退に歯止めをかける
- 2. 買い物環境やコミュニティの場としての商店街機能維持
- 3. 旧江光ビル跡地を上町地区の新たな顔に

【施設整備のコンセプト】

うえまち賑わい承継拠点 ―集い・憩い・交流・学び―

【施設整備の基本方針】

- 1. 江差町中心市街地上町地区の交流人口の増加、回遊性の向上による賑わい創出
- 2. 官民の連携により住民生活を支えるコミュニティ支援複合型の商店街を再構築
- 3. 旧江光ビル跡地を「江差町の新しい顔」として集い・憩い・交流・学ぶ拠点に

【内容及び事業費】

○総事業費 373,131 千円

(財源:国庫補助金 141,700 千円・地方債 231,400 千円・一般財源 31 千円)

建築主体工事ほか一式 352,220 千円

(建築主体工事・電気工事・機械設備工事・外構工事)

• 備品整備

5,500 千円

・その他関連経費 15,411 千円

(周辺建物損失調査・工事監理業務委託ほか)



旧江光ビル跡地



旧江光ビル跡地活用拠点施設完成イメ

町有大型車両車庫オーバースライダー改修工事資料

年度	令和5年度					
担当課係名	財政課住宅管財係	事業年度	R 5			
事業名						
予算区分	一般会計	予算科目	総務費・総務管理	里費・財産管理費・工事請負費		
第6次総合計	第3編第2章分野別施策			成果指標(影響値)		
画との関係	基本方針					
	具体的な施策					

◆事業の概要(施設の概要、計画など)

旧ラインマンセンターにある大型車庫オーバースライダー(シャッター)が、腐食により穴が開いている状態のほかシャッター自体にズレが生じている箇所もある。本件により、シャッター本体の欠落の危険性があるとともに、仮にシャッターが欠落した場合に大型車両が出入りできない状況になるため取替改修を行うもの。

【改修工事概要】

- ○オーバースライダー本体取替 1基
- ○オーバースライダー三方枠交換 1基
- ※2カ年計画での改修。R4で9月補正により、右側のオーバースライダー1 基改修対応済。R5の補修箇所は中央部の赤枠箇所。



◆予算情報 (単位:千円)

	年度	平度 事業費 ·		備考				
	十段	尹未貝	国庫	道	町債	その他	一般財源	1佣石
事業費	R5	1, 980					1, 980	
	R6							
	R7							
	R8							
	R9							
	計	1, 980					1, 980	

小黒部寿の家玄関ほか改修工事資料

年度	令和5年度					
担当課係名	財政課住宅管財係	事業年度	R 5			
事業名	小黒部寿の家玄関ほか改修	工事				
予算区分	一般会計	予算科目	科目 民生費・社会福祉費・社会福祉施設費・工事請負費			
第6次総合計	総合計 第3編第2章分野別施策 17 コミュニティ		ティ	成果指標(影響値)		
画との関係	基本方針	1)				
	具体的な施策	集会施設等の適正	な維持管理の推進			

◆事業の概要(施設の概要、計画など)

地域の高齢化の進展により、各施設におけるバリアフリー化等が求められているほか、躯体自体の老 朽化による修繕対応が必要となっている。小黒部寿の家については、昭和51年建設の施設で玄関部の 段差が大きく、その解消が課題となっていたため、玄関部をスロープ化しバリアフリー対応を図る。ま た、あわせて網戸設置等も行い、利用者の快適性の確保を図る。

- ○建物内部玄関のスロープ設置 ○建物外部玄関前のスロープ化(段差解消)
- ○網戸の設置 12組
- ○勝手口ドアの改修 1枚







スロープイメージ

勝手口・網戸

網戸

(単位:千円) ◆予算情報

	年度	年度 事業費			│ - 備考			
		争耒賃	国庫	道	町債	その他	一般財源	佣石
	R5	1, 683					1, 683	
事業費	R6							
素費	R7							
	R8							
	R9							
	計	1, 683					1, 683	

[※]備考欄には、実施設計、建設工事、改修工事等詳細を記入

対鴎館軒天改修工事資料

年度	令和5年度					
担当課係名	財政課住宅管財係	事業年度	R 5			
事業名	対鴎館軒天改修工事	<u> </u>				
予算区分	一般会計	予算科目	民生費・社会福祉	費・社会福祉施設費・工事請負費		
第6次総合計	第3編第2章分野別施策	17 コミュニ	ティ	成果指標(影響値)		
画との関係	基本方針	①				
	具体的な施策	集会施設等の適正	な維持管理の推進			

◆事業の概要(施設の概要、計画など)

対鴎館の軒天部分が損傷し穴あき状態等になっている。施設立地場所は、風の強い箇所でもあることから、残りの部分が落下する恐れもあり、利用者の安全確保の観点からも改修するもの。







赤線のエリアの軒天を改修。現状は左記写真 のように、部分的に穴が開いているなど落下 の危険性あり。

◆予算情報 (単位:千円)

	年度	年度 事業費		財源内訳					
		争耒貸	国庫	道	町債	その他	一般財源	備考	
	R5	990					990		
事業費	R6								
費	R7								
	R8								
	R9								
	計	990					990		

円山第3団地解体工事資料

年度	令和5年度				
担当課係名	財政課住宅管財係	事業年度	度 R 5		
事業名	円山第3団地解体工事				
予算区分	一般会計	予算科目	予算科目 土木費・住宅費・住宅管理費		
第6次総合計	第3編第2章分野別施策	20 住宅・住野	環境	成果指標(影響値)	
画との関係	基本方針	1)			
	具体的な施策	町営住宅の適う	E管理		

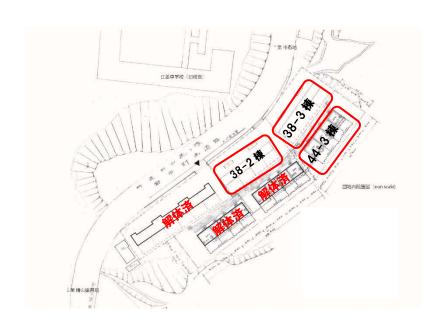
◆事業の概要(施設の概要、計画など)

老朽化が進む公営住宅について、「江差町公営住宅長寿命化計画」に基づき、円山第3団地の解体工事を行うもの。なお、本団地は全6棟のうち、3棟14戸をR4で、残りの3棟12戸をR5で解体を取り進める。

【内容】

○解体箇所

38-2 棟⇒1棟4戸、 38-3 棟⇒1棟4戸、 44-3 棟⇒1棟4戸 全3棟12戸 解体後は残地の砂利敷



◆予算情報 (単位:千円)

	年度	 			 - 備考			
		尹未貝	国庫	道	町債	その他	一般財源	佣石
	R5	19, 071	7, 999		11,000		72	社会資本整備 総合交付金
事業費	R6							
費	R7							
	R8							
	R9							
	計	19, 071	7, 999		11,000		72	

中歌町団地外壁•屋根改修工事資料

年度	令和5年度					
担当課係名	財政課住宅管財係	事業年度	R 5			
事業名	中歌町団地外壁・屋根改修工事					
予算区分	一般会計	予算科目	土木費・住宅費・信	主宅管理費・工事請負費		
第6次総合計	第3編第2章分野別施策	20 住宅・住野	環境	成果指標(影響値)		
画との関係	基本方針	①				
	具体的な施策	町営住宅の適立	E管理			

◆事業の概要(施設の概要、計画など)

老朽化が進む公営住宅について、「江差町公営住宅長寿命化計画」に基づき、中歌町団地のストック改善として外壁及び屋根等の全面改修を行うもの。

【内容】

- ○外壁改修一式 581.28 m² ⇒ 工事費 13,585 千円
- ○屋根改修一式 484.8 m² ⇒ 工事費 5,027 千円

工事費合計 18,612 千円



外壁



屋根

◆予算情報 (単位:千円)

	年度事	F度 事業費 -		財源内訳						
		争耒賃	国庫	道	町債	その他	一般財源	備考		
	R5	18, 612	5, 973		12,600		39	社会資本整備 総合交付金		
事業費	R6									
費	R7									
	R8									
	R9									
	計	18, 612	5, 973		12,600		39			

中歌町団地窓改修工事資料

年度	令和5年度					
担当課係名	財政課住宅管財係	事業年度	R 5			
事業名	中歌町団地窓改修工事					
予算区分	一般会計	予算科目	土木費・住宅費・信	宅管理費・工事請負費		
第6次総合計	第3編第2章分野別施策	20 住宅・住理	環境	成果指標(影響値)		
画との関係	基本方針	①				
	具体的な施策	町営住宅の適	E管理			

◆事業の概要(施設の概要、計画など)

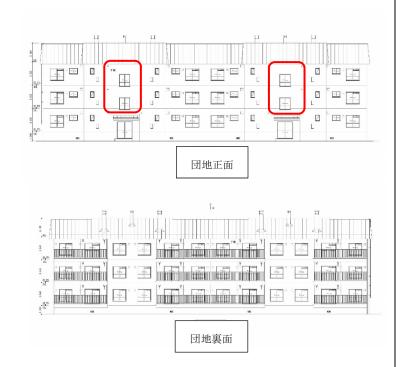
老朽化が進む公営住宅について、「江差町公営住宅長寿命化計画」に基づき、中歌町団地のストック改善として窓を高性能サッシへ改修を行うもの。

【内容】

- ○共用部サッシ改修 4箇所
 - ⇒ 工事費 1,958 千円※右記赤枠箇所
- ○居住部サッシ改修 72箇所
 - ⇒ 工事費 10,538 千円

※居間12箇所、洋間36箇所、 浴室12箇所、台所12箇所 計72箇所

工事費合計 12,496 千円



◆予算情報 (単位:千円)

	年度	年度 事業費		財源内訳						
		争耒賃	国庫	道	町債	その他	一般財源	社会資本整備総合交付金		
事業費	R5	12, 496	4, 742		7, 700		54	社会資本整備 総合交付金		
	R6									
費	R7									
	R8									
	R9									
	計	12, 496	4, 742		7, 700		54			

港湾センター貨物一時保管庫アルミオーバースライダー改修工事

年度	令和5年度					
担当課係名	財政課住宅管財係	事業年度	R 5	5		
事業名	港湾センター貨物一時保管庫アルミオーバースライダー改修工事					
予算区分	港湾整備特別会計	予算科目 港湾センター管理費・工事請負費				
第6次総合計	第3編第2章分野別施策			成果指標 (影響値)		
画との関係	基本方針					
	具体的な施策					

◆事業の概要(施設の概要、計画など)

港湾センターの貨物一時保管庫のアルミオーバースライダー(シャッター)が、腐食によりゆがみがあり、SSK 錠が効かない状態となっている。本件により、シャッター本体の欠落の危険性があるとともに、貨物管理等に支障をきたすことから取替改修を行うもの。

○アルミオーバースライダー本体取替 1基



アルミオーバースライダー全景



SSK 錠の腐食状況

◆予算情報 (単位:千円)

	年度 事業費				財源内訳			備考
	1 年度	事 来質	国庫	道	町債	その他	一般財源	1佣 石
	R5	3, 091				2, 854	237	一般会計繰入金
事業費	R6							
素費	R7							
	R8							
	R9							
	計	3, 091				2, 854	237	

子育て世帯に対する主な支援策一覧

≪町民福祉課≫

(単位:千円)

事業名	予算額	事業内容等
子育て世帯の新築・	9,000 千円	子育て世帯(高校生以下の扶養している子供が
中古住宅購入助成		同居している世帯)の住宅新築や中古住宅購入に
		対する助成
		≪住宅新築の場合≫
		◆住宅新築 150 万円
		◆江差町に本社(又は本店)がある業者と工事請
		負契約を締結した場合 50 万円
		※最大 200 万円の助成
		≪中古住宅の取得及びリフォーム≫
		◆中古住宅の取得及び取得を伴うリフォーム金額
		Ø 20%
		(上限 100 万円)
		※中古住宅の取得から1年を経過するまでに実施
		する町内業者によるリフォームのみ対象。
		※本制度を利用した場合は、住宅リフォーム制度
		(建設水道課所管) の利用は不可とする。
子どもの未来応援	3,260 千円	これまでの学習塾・通信教育費用のほか、ピア
事業		ノや習字などの習い事やクラブ活動の月謝等を助
		成対象に加えるとともに、教育資材や用具等の購
		入費用についても一部助成することで制度の拡充
		を図るもの。
		◆塾・通信教育、習い事、クラブ活動等の月謝
		月額上限額 15,000 円
		◆教材資材・用具等購入助成
		上限額 10,000円
放課後デイ「たまみ	1,837 千円	放課後デイ「たまみずき」の通所に係る送り部
ずき」移送サービス		分の移送サービスを実施することで、働いている
		保護者の方々の負担の軽減を図るもの。

農業振興に関する主な施策一覧 <産業振興課>

(単位:千円)

		(単位:十円)
事 業 名	予算額	内 容 等
農業経営支援策	<u> </u>	
農業経営基盤安定対策	1,600	町内に住所を有する者に対し、農業共済・収入保険(積立分を除く)掛金 の一部を助成(助成率1/5)
豊かな産地づくり総合支援事業	8,000	町内に住所を有する者に対し、ハウス新設・修繕、たい肥・培土・土壌改良剤購入費用、アスパラ等高収益作物の種苗購入費用、施設園芸の灌水費用、明暗渠の整備費用、土壌分析費用、生分解性マルチの購入費用の一部を助成(助成率:地域振興作物2/3以内、その他1/2以内)江差町指導農業士・農業士会に対し助成(定額補助50千円)
経営所得安定対策	300	経営所得安定対策用務で使用する公用車のリース料 (令和4年度水田活用の直接支払交付金:212,371千円を生産者へ交付 ※国枠136,576千円、道枠20,295千円、地域枠55,500千円)
農業経営基盤強化資金利子補給	2	農業経営基盤強化資金の利息に対する助成(資金残高の0.3%)
農業振興事務	1,130	農業振興に係る会議に要する旅費、公用車需用費、負担金
農業次世代人材投資事業	3,000	新規就農者に対し、経営開始後5年間(1~3年目1,500千円/年、4~5年目1,200千円/年)補助金を交付(全額国費)
生産基盤の整備		
農業競争力強化農地整備事業 (水堀地区)	38,750	江差北部地域農業生産基盤整備の水堀地区(第1地区)用排水整備に係る令和5年度事業費に対する地元負担金(事業費の12.5%) ※面整備に係る地元負担は農業者負担
水利施設等保全高度化事業 (泊地区)	5,890	排水路の改修に係る令和5年度事業費に対する地元負担金(事業費の 19%)
生産基盤の維持管理		
多面的機能支払交付金事業		農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援(国1/2、道1/4、町1/4)
水利施設管理強化事業		頭首工や幹線用排水路等の国営造成施設の多面的機能の発揮に対応した維持管理に係る支援(国1/2、道1/4、町1/4)
鶉ダム管理運営	4,946	厚沢部町と協定を締結している鶉ダムの維持管理に係る負担金(負担割合:江差町32%、厚沢部町68%)
水堀排水機場維持管理	2,192	大雨時の水堀地区湛水防除のための排水機場に係る維持管理
畜産振興		元山牧野の維持管理、負担金
農道農地維持管理		農道維持補修に係る経費、大雨時の湛水排除に係る経費、水土里情報 システムに係る経費
スマート農業推進事業		農業用ドローンの操縦に関する受講費用の一部を助成(助成率1/2)
計	110,658	

○農業競争力強化農地整備事業



基盤整備のイメージ

○多面的機能支払交付金事業



土砂上げ

○豊かな産地づくり総合支援事業



立茎アスパラガス

森林機能の維持保全・有害鳥獣対策に関する主な施策一覧

<産業振興課>

(単位:千円)

		(単位:千円)
事 業 名	予算額	内 容 等
有害鳥獣駆除対策		
有害鳥獣駆除対策		 ・実施隊員への報酬 500千円、捕獲に対する報奨金 400千円 (ヒグマ1頭 40,000円、エゾシカ1頭 10,000円) ・小型箱わな、くくりわなの購入 ・実施隊員確保対策(免許取得・更新費用の補助、猟銃等購入費の補助) 642千円 ・セグマ用大型箱わな購入 3基 845千円 ・電気柵購入費補助金 500千円
町有林管理		
町有林保育事業	11,646	森林組合への委託事業 ・保育間伐 15.00ha ・間伐 5.00ha ・町有林附帯施設整備
分収林造林事業	308	五厘沢地区における、森林整備センター(旧:森林開発公団)との分収契約により平成3~7年度に植栽されたスギ・トドマツの造林地 24.69haの森林整備受託事業。そのうち令和5年度は 1.38haの除伐を実施。
森林環境護与税関連事業	!	
森林経営管理制度取組推進事業	3,852	森林組合への委託事業 ・地域林政アドバイザー業務委託 1,650千円 ・森林所有者への意向調査 880千円 ・路網調査・環境整備 1,322千円
私有林整備推進事業	1,200	私有林の森林整備の推進 (公共補助への上乗せ補助を実施し、森林所有者の負担軽減を図る。)
木育推進事業	2,357	・森林環境教育(げんきの森活動等)の実施 ・植樹・育樹事業の実施 ・地場産材を活用した誕生祝品等の配付
木育推進事業(クリ試験栽培)	848	・クリの木試験栽培 (森林環境教育施設の整備)
森林環境譲与税基金積立	9,171	森林環境譲与税基金への積立金 ※今後の譲与税予定額の推移 R5年度⇒9,170千円、R6~R14年度⇒11,254千円
その他		
町民の森管理事業	7,624	 ・町民の森維持管理 3,251千円 ・町民の森施設補修 1,568千円(譲与税) ・町民の森除草設備機器購入(ロータリーモア) 2,310千円 ・町民の森管理棟給水設備高圧洗浄 495千円
計	40,466	







木育推進事業(クリ試験栽培)の概要

<所管課:産業振興課>

<事業の目的>

京都の老舗甘栗店が中国グリの国産化の増量を目指し、北海道での試験栽培を模索している中、昨年度、栽培の有望地の一つとして、道内でも温暖な気候にある江差町での栽培に着目。町としてもクリの産地化を目指す取り組みの一環として試験的な栽培を開始し、収穫までに掛かる年数、労働量、収穫量などを調査するとともに、将来的には、栗拾い体験など小中学生を対象とした森林環境教育の施設として利用する。

<事業の概要>

・栽培場所 町民の森近接地(下図のとおり)

·植栽面積 0.2ha (0.1ha×2箇所)

・植栽本数 80~100本の予定

<事業費> 848千円

<栽培個所>



<SDGSとの関連性>









町民の森管理事業の概要

<所管課:產業振興課>

■町民の森施設補修

·事業概要

開設から23年経過した施設であり、老朽化による施設の腐食が進んでいることから、補修を要するもの。

今年度は、メイン看板、鏡池周囲の柵、東屋スロープの補修を行う。

• 事業費

1,568千円

<今年度補修する施設>







■除草機器購入

·事業概要

現在の使用している機器は、導入から16年経過し、腐食が激しく故障も多いため、機器の更新をするもの。

·事業費 2,310千円



<更新するロータリーモア>

■給水設備高圧洗浄

·事業概要

管理棟の貯水槽への原水流入量の減少が顕著となっており、水圧の極端な低下により給水ができない頻度が高くなっていることから、貯水槽までの給水管や原水ポンプの洗浄を実施するもの。

·事業費 495千円

<洗浄の様子>



<SDGSとの関連性>









前浜漁業の生産性の向上に関する主な施策一覧

<産業振興課>

(単位:千円)

+ 446 6	- the her	(単位:十円)
事業名	予算額	内 容 等
資源の回復		
ひやま地域ニシン復興対策事業	2,106	檜山管内水産振興対策協議会が取り組む稚魚100万尾放流に対 する関係6町負担金(江差町166,000尾)
サケ種苗生産施設運営補助	1,200	サケ種苗生産施設(乙部町)の運営主体であるひやま漁業協同組合に対し、関係5町で運営費を支援(定額補助)
サケ海中飼育推進事業	666	ひやま漁業協同組合が取り組むサケ稚魚海中飼育・放流事業に対する補助(補助率1/3)
サケ稚魚海中飼育放流試験事業	1,223	施設の老朽化などに伴い、高密度飼育となっており、施設を増設することにより、分散化による低密度飼育を行い、健苗を放流し回帰率の向上を図るもの 江差追分漁港(五勝手地区)に設置
資源の増大		
ナマコ栽培漁業推進事業	1,300	江差ナマコ協議会が取り組む簡易種苗生産・放流事業に対する補助(補助率1/2)
檜山ナマコ栽培漁業定着事業	5,000	檜山管内水産振興対策協議会が取り組む稚ナマコ100万粒放流に 対する関係6町負担金(江差町166,700粒)
ウニ栽培漁業推進事業	1,650	江差磯廻り団体が取り組むエゾバフンウニの種苗購入に対する補助(補助率1/2) 300,000粒を5箇所(泊、大澗、愛宕、津花、五勝手地区)へ放流予定
	2,500	江差磯廻り団体が取り組むキタムラサキウニ移植に対する補助(補助率1/2)
ブルーカーボン先進地視察	434	カーボンニュートラルの実現に向け、ブルーカーボン生態系を活用した脱炭素化の推進について、先進的に取り組みを行っている地域を視察する 海面を利用した藻場造成が主であることから、漁協・漁業者にも同行を依頼する
生産基盤の安定		
漁業経営基盤安定対策事業	4,150	ひやま漁業協同組合の正組合員及び構成団体等で町内に住所を 有する者に対し、漁船保険掛金の一部を助成(助成率3/10)
檜山管内養殖水産物PR事業	256	檜山管内水産振興対策協議会が取り組むPR事業に対する負担金 及び旅費
計	20,485	
	•	

<注>朱書き事業については、新規事業として予算計上





秋サケ定置網漁の様子



ナマコ採卵の様子

港湾施設に関する主な施策一覧

<産業振興課>

(単位: 千円)

事 業 名	予算額	内容等
7 217 17	了 昇 积	M 谷 寺
港湾施設整備·維持管理(共通)		
直轄港湾整備事業	11,000	南漁港区-3.5m物揚場、商港区北岸壁-5m(フェリー岸壁)整備を 含む直轄工事負担金
江差港港湾施設定期点検診断委託	7,755	平成25年度の港湾法改正により、5年に1度の点検が義務付けられ、平成28年度から点検を実施 国有港湾施設(全41施設のうち、16施設)の点検を実施する委託料 ※2サイクル目
商港区		
江差港北埠頭荷捌き場砂防フェンス撤去 工事	1,429	老朽化による倒壊の危険性があり、フェリー岸壁工事や利用状況 を踏まえ、一部を撤去する
漁港区		
江差港水産物荷捌上屋撤去及び外灯整 備事業		江差港船澗岸壁の上屋が老朽化し、屋根が剥がれるなど応急的に 対処しているが、放置すると危険なため撤去する 撤去後、照明灯を設置する
特殊物資港区		
江差港新北埠頭外灯修繕工事	1,642	外灯全6基が破損し点灯してないため、修繕する
マリーナ港区		
江差港マリーナボートリフターボックス修 繕工事	3,058	リフターのチェーンボックスの老朽化による破損があり修繕する
江差港マリーナ給水管等修繕工事	1,468	設置から30年以上経過し、老朽化による漏水も生じているため修繕 する
計	34,731	

<注>朱書き事業については、新規事業として予算計上



港湾施設に関する主な施策のうち、一部抜粋

江差港水産物荷捌上屋撤去及び外灯整備事業

江差港水産物荷捌上屋は土台が崩れ、柱も腐食し穴が開き、屋根が剝がれ る等、施設全体が老朽化しており、応急的に対処してきている。しかし、このまま の状況が続くと危険なため撤去する。上屋撤去に伴い、付帯している古い水道 設備の撤去、既存の電気設備を一度移設し、外灯設置工事を行う。

事業費:8,379千円 (内訳)

•上屋撤去工事

•照明灯新設工事

・上屋水道メーター及び給水管撤去工事

2,423千円 5,770千円 186千円



水道設備等の撤去



電気設備を一度移設

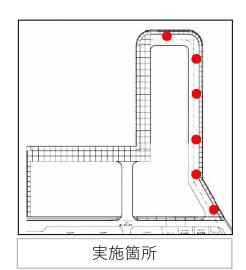
江差港新北埠頭外灯修繕工事

江差港新北埠頭の外灯全6基が破損し、点灯しない状況になっている。利用 者からの修繕の要望もあることや、今後も新北埠頭の夜間利用も考えられること から修繕する。

事業費:1,642千円



外灯の状況



商工業振興・労働行政に関する主な施策一覧 資料18

<産業振興課>

(単位:千円)

		(単位:十円)
事 業 名	予算額	内 容 等
労働行政		
労働事務	62	南檜山地域通年雇用促進支援協議会負担金ほか ・北海道労働局から事業を受託し、季節労働者の通年雇用化に向けた各種事業を実施(技能講習、各種セミナー、職場体験、情報提供等) ※R4委託事業費7,657千円
檜山地域人材開発センター運営	4,568	檜山地域人材開発センター及び宿泊棟の運営に係る負担金、施設の維持修繕等
檜山地域人材開発センター設備改修	731	(24本)
檜山地域人材開発センター宿泊棟設 備改修	1,846	檜山地域人材開発センター宿泊棟の浄化槽修繕、石油暖房機取替(5台)、駐車場外灯灯具取替、消火器更新(4本)
商店街の活性化		
持続可能な商店街づくり事業	3,260	商店街に地域住民が集い、活動するとともに、日常的に商店街を利用することを促進し、「生活を支える街」としての商店街の賑わいの創出を支援・スマイル商店街事業(商店街区域におけるコミュニティ活動支援)・ウェルカム商店街事業(商店街における販売促進キャンペーンの支援、飲食店団体等のキャンペーン等の支援)・チャレンジ商店街事業(商店街の活性化に取り組む中心的な役割を担う組織の育成支援等)
がんばる商店街等応援補助	2,000	商工会と商店街等が連携して実施するにぎわい創出のためのイベント事業、商店街の集客やイメージアップに有用で、まちづくりに寄与する事業、販路拡大事業などの支援
商工会活動・取組への支援		
地域活性化支援事業補助(経営発達 支援計画推進事業補助)	1,210	商工会を中核として小規模事業者の事業の支援体制構築を図るため、江 差商工会・江差町が共同で申請し認定を受けた「第2期経営発達支援計 画」に基づく取組の推進を支援 ・町内小規模事業者の経営実態ヒアリング調査 ・共同広告等による需要開拓支援事業 ほか
江差商工会補助	7,563	商工会が行う経営改善普及事業等に要する経費(指導員や補助員等の 人件費等)の補助
地域産品の販路拡大等の取組		
地域産品営業プロモーション推進	1,446	「地産地消・外商」をキーワードに地元で生産される農水産物や加工品等について、生産・流通・販売等の一体的つながりによる産業の振興を図る取組・地域産品のインターネット販売等推進補助(ぷらっと江差)・地域で生産・水揚げされた農水産物を販売する「軽トラ市」などの開催
その他		
壱番蔵外壁改修	1,100	外壁部からの水の浸み出しに伴う、外壁2面の改修(塗装、目地シーリング打ち替え、モルタル一部塗り替え)
マイナポイント申込支援事業	456	役場庁舎へのマイナポイント申込支援端末の設置、マイナポイント申込の サポートの実施など
計	24,242	

<注>朱書き事業については、新規事業として予算計上





旧町営レストラン外壁改修工事資料

年度	令和5年度				
担当課係名	追分観光課観光係	事業年度	事業年度 令和5年度		
事業名	旧町営レストラン外壁改修	 多工事			
予算区分	一般会計	予算科目	観光費		
第6次総合計	第3編第2章分野別施策	観光・江差	追分	成果指標(影響値)	
画との関係	基本方針	5		・観光入込客数	
	具体的な施策	・「江差に誘う」		・旅行消費額	
		・「江差に憩	!う」	・来訪者満足度	

◆事業の概要(施設の概要、計画など)

旧江差町営レストラン(建設年度:昭和57年度・築年数39年)は、施設内外において現状維持の修繕や工事によって機能維持している状態にありますが、今後の施設の有効利活用に向けて、利用者が安心安全に施設を使用できるように本改修工事を実施する。

なお、本工事を実施することで施設外壁耐用年数を約15年引延し、施設の維持保全を図る。

【工事期間】 令和5年4月~6月

【工事内容】 ○壁ボーダー最下部全撤去 (84 本)

- ○外壁崩落危険個所撤去(24カ所)
- ○モルタル仕上げ(84m)、モルタル補修仕上げ(24箇所)





◆予算情報 (単位:千円)

	年度 事業費			備考				
	十	尹未其	国庫	道	町債	その他	一般財源	佣石
	R5	1,133					1,133	
事業費	R6							
費	R7							
	R8							
	R9							
	計	1, 133					1, 133	

繁次郎番屋外壁及び破風板塗装工事資料

年度	令和5年度			
担当課係名	追分観光課観光係	事業年度	令和5年度	
事業名	繁次郎番屋外壁及び破風	仮塗装工事		
予算区分	一般会計	予算科目	観光費	
第6次総合計	第3編第2章分野別施策	観光・江差流	 自 分	成果指標(影響値)
画との関係	基本方針	\$		・宿泊客延べ数
	具体的な施策	「江差で憩う」		・来訪者満足度

◆事業の概要(施設の概要、計画など)

現在、番屋3棟は塩害や風害による外壁全体及び破風板の塗装剥離や劣化が進んでおり、景観を損なう恐れがある。また、このまま放置すると宿泊棟外壁等の劣化が進む。

このため、耐久性の向上や施設維持等の修繕を行い、利用者が安心安全に施設を利用できるようにするもの。

【工事期間】 令和5年4月~6月

【工事概要】 繁次郎番屋簡易宿泊棟3棟

- ○外壁及び破風高圧洗浄(320.7 m²)
- ○破風塗装3回塗(112m)、軒天(53.6 m)塗装
- ○壁木部(172.6 m)・木枠(77.2m)塗装、モルタル面(84.5 m)塗装



西側外壁・破風板現状



南側外壁・破風板現状

(単位:千円)

◆予算情報

	年度 事業費			備考				
	平 及	尹耒貝	国庫	道	町債	その他	一般財源	佣石
	R5	1,265					1,265	
事業費	R6							
費	R7							
	R8							
	R9							
	計	1, 265					1, 265	

江差追分会館設備改修資料

年度	令和5年度				
担当課係名	追分観光課江差追分係	事業年度 令和5年度			
事業名	追分会館設備改修				
予算区分	一般会計	予算科目	商工費・商工費	・追分会館管理費・工事請負費	
第6次総合計	第3編第2章分野別施策	(6) 観光・江	差追分	成果指標(影響値)	
画との関係	基本方針	2, 3, 4		・指標なし	
	具体的な施策	江差追分の普及	及、江差を磨く		

◆事業の概要(施設の概要、計画など)

【工事期間】 令和5年4月~8月(5ヶ月間)

【工事内容】 建築基準法 12 条検査指摘等に伴う工事。

①外壁補修工事 ⇒ 予算 966 千円

外壁剥離・一部崩壊・鉄筋露出・外壁変色に伴う、モルタル補修等による改修。(27 箇所ほか)





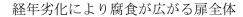


経年劣化により外壁のコンクリートが剥がれ鉄筋がむき出しなっている。

②機械室扉交換 ⇒ 予算 1,628 千円

機械室扉の老朽化(腐食、発錆)によるアルミ製扉への交換。(1組)







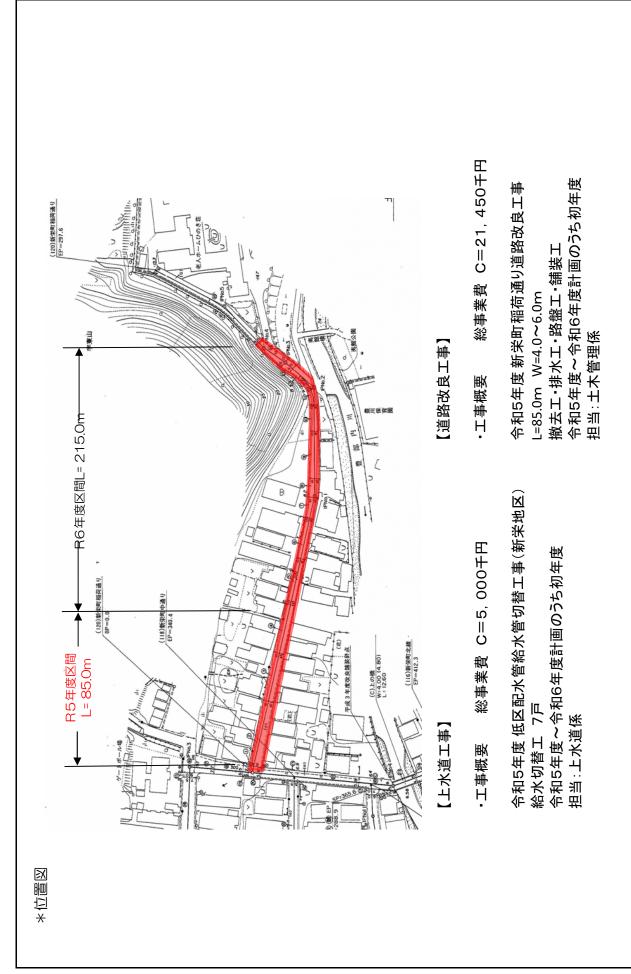
特に腐食が進む箇所

◆予算情報

(単位:千円)

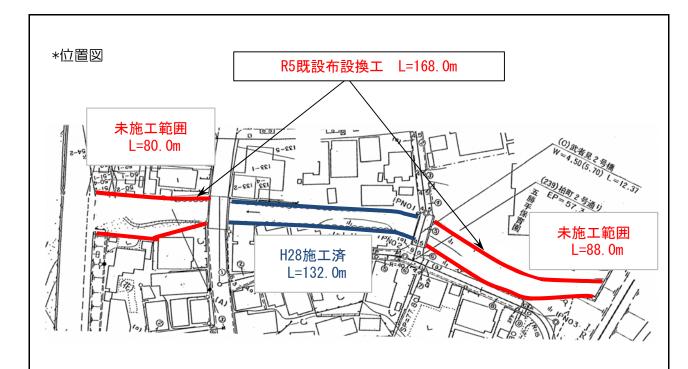
	年度 東業 弗		年度 事業費 財源内訳						備考
	十段	尹未貝	国庫	道	町債	その他	一般財源	湘石	
	R5	2, 594					2, 594		
事業費	R6								
未費	R7								
	R8								
	R9								
	計	2, 594					2, 594		

◎「低区配水管給水管切替工事」及び「町道新栄町稲荷通り道路改良工事」



資料23

◎普通河川五勝手川転落防止柵布設換工事 総事業費 C=9,900千円



◎現況写真









いにしえ街道分電盤柵更新事業

〈所管課;建設水道課〉

〇事業概要

いにしえ街道の分電盤には景観形成のため木柵が設置されているが、設置から20年が 経過し経年劣化が多数見られる。特に土台部分の腐食が著しことから今回改修を行うも の。分電盤を開閉する電気事業者からも開閉困難と苦情が寄せられている。3カ年計画に て全体箇所数24基の改修を行う。令和5年度は特に劣化が著しい箇所(8基)の予定。

〔施設概要〕 平成14年 14基新設

平成16年 10基新設 (合計 24基)

〇事業内容

既存木柵一次撤去、土台・土台下添え木取替、オールアンカー(ステンレス製)打込み、 柱部補修、欠損部格子材補修、上部木柵復旧、既存塗料ケレンのうえ防腐剤塗布

○事業費 4, 400千円 (8基) ※財源:歴史を生かすまちづくり基金繰入金

新設時 (平成14年撮影)



腐食状況① (令和3年撮影)



腐食状況② (令和3年撮影)



資料25

R5 施工江差・上ノ国下水道管理センターの建築設備更新工事委託資料

1. 委託概要

工事の発注から監督管理、精算報告までの全部

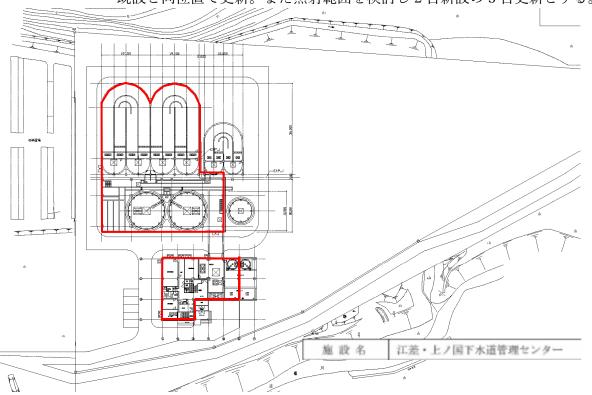
- ・江差・上ノ国下水道管理センターの建築付帯設備更新工事委託 (外壁塗装・屋根防水・外部建具・屋外灯・屋外照明等)
- 2. 事 業 費 86,000千円
- 3. 更新簡所

○建築

- ・外壁塗装…全体に劣化が進行しており、多数のひび割れ有り。
 - →耐候性・経済性に優れ遮塩性も期待できる液形ポリウレタン樹脂エナメルを 採用し更新。
- ・屋根防水…耐用年数 10 年を経過しており、保護層や目地材の劣化が確認。 →かぶせ工法とし、耐久性の高いアスファルト防水を採用し更新。
- ・外部建具…自動ドアが不具合により手動となっている。その他手動扉において、建具枠及び 扉に腐食や発錆が確認され、膨張やゆがみにより開閉が困難及び不能の箇所有り。 →対塩性の高いステンレス製を採用し更新。

○建築電気

- ・屋外灯…絶縁不良の影響により、点灯不良。ポールは腐食・発錆が確認。
 - →屋外灯を撤去し、各棟の外壁に投光器を設置し照度を確保する。
- ・屋外照明…絶縁不良の影響により、点灯不良。3台の内1台は既に撤去。
 - →既設と同位置で更新。また照射範囲を検討し2台新設の3台更新とする。

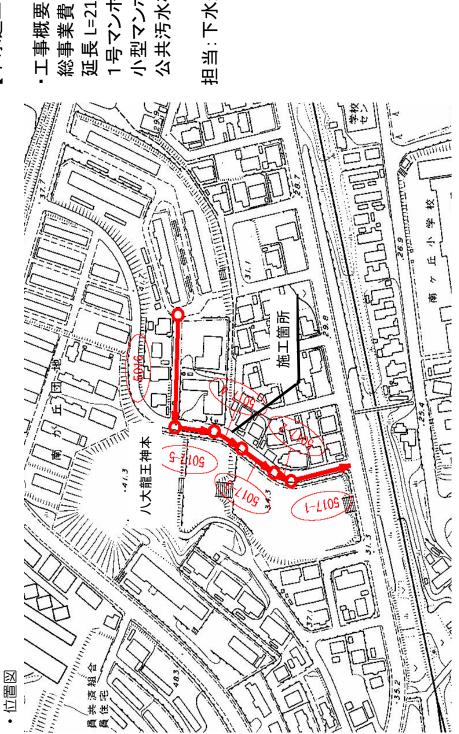


「江差5号枝線汚水管渠新設工事(南が丘地区)

総事業費 C=32,000千円 10か所 4か所 3か所 延長 L=218m VU φ150 1号マンホール 3か月 小型トンホール 公共汚水桝

【下水道工事】

担当:下水道係



令和5年度 低区田沢野系配水管老朽管更新工事(柳崎地区) ・配水管布設工 水道用ハイポリエチレン管・ポリエチレン管 総事業費 C=22,500千円 ·給水接続工 中20 5戸 φ50~100 L=200m (F263) 262 ·工事概要 令和5年度区間 L=170m 257 令和6年度区間 L=170m 令和7年度区間 L=160m 柳崎団地南1号通り 五石屋 一 255 277 270 251 低区田沢野系配水管老朽管更新工事 如临所地北 25 2 246 団地南3号通り ※位置図

学びのカタチづくり推進モデル事業

<所管課:学校教育課>

町立学校の運営予算については、これまでも年度当初に学校規模等に準じて予算を配分してきたところであるが、経常的な 経費や管理費がその大半を占めており、学校の独自性を発揮するに至っていないのが現状である。このため学校長の裁量に よる予算執行を認めることにより、学校の自立度を高め、より特色ある学校づくりを促し、児童生徒に応じた教育課題への対 応について推進することを目的にモデル事業を展開する。

予算執行の対象とする内容等については、次のいずれかに該当するものとする。

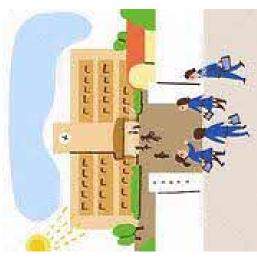
- (1)児童・生徒の教育活動の充実に資すること。
- 2)地学協働の推進に資すること。
- 3)教職員の研修・研究等に資すること。
- (4)保護者・地域との連携の推進に資すること。
- 5)学校長の経営ビジョンの実現に資すること。

3 事業費(全額一般財源)

中学校費:200千円(@100千円×2校) 小学校費:300千円(@100千円×3校)



- (1)モデル事業の取組期間は概ね3箇年とする。
- (2)教育委員会と学校は、毎年度事業の検証を行い改善を図る。
- (3)教育委員会にて執行管理しているコミュニティ・スクール等に関する 予算については、将来的に当該事業予算に包括を図る。

















「北海道医療大学との連携事業」概要

1 所 管 課	学校教育課
2 事 業 費	事業費 650千円(全額一般財源)
3 事業目的	平成26年6月に北海道医療大学と締結した連携協定に基づき、 これまでも相互に協力し、「小中一貫教育推進・中1ギャップ問題未 然防止事業」の実践的な展開により成果をあげてきている。 更なる関係強化を図り、臨床心理
	学と教育心理学 (子どものメンタルへルス) の専門的見地からの指導・助言を得て、保育・幼児教育施設と小学校、小学校と中学校との学びを円滑につなぎ、発達段階に応じた適切な指導を行うことを目的とする。
4 事業の概要	重点的な取組として、町内の保育所及び認定こども園と小学校との接続にあたり、保護者・教員・幼稚園教諭・保育士を対象にした講演会や研修会を開催することで、相互の連携を強化し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う学びの基盤づくりを推進する。また、学生が江差町を教育実習のフィールドとすることで関係人口の創出を図り、江差町から大学のカリキュラムへの意見反映や学生から江差町における研修成果の報告を受ける。
5 実施期間	令和5年4月~令和6年3月
6 SDGs との 関連性	4 新の高い教育を 3.0 中心と公正を ラスクに 17 パートナーシップで 日曜を選択しよう

教職員住宅(円山B-1)解体工事概要

<所管課:学校教育課>

1 事業目的

令和4年度から令和5年度の2箇年計画で行われる町営住宅円山第3団地の解体工事にあわせ、 同一敷地内にある教職員住宅(一棟一戸)を用途廃止の上、解体工事を実施する。

2 事業費

3,370千円(全額一般財源)

3 建物の概要

(1)建築年月 昭和44年11月

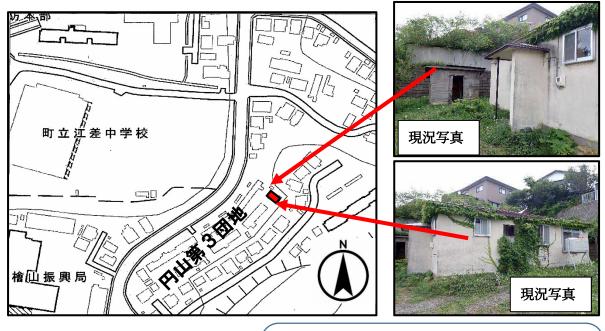
(2)所 在 地 江差町字円山292番地1

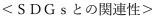
(3)面 積 60.48㎡

(4)構 造 コンクリートブロック造

4 工事期間(予定)

令和5年10月~令和6年1月











江差小学校複合遊具設置工事概要

<所管課:学校教育課>

1 事業目的・概要

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、快適な環境の 創出や日常的な安全性の確保が重要である。

このため、新たな複合遊具を整備することで、子どもたちの遊び場を確保し、家族や地域の人 とのふれあいの場の充実を図る。

2 事業に至るまでの経過

- (1)令和3年2月に策定した江差町遊具整備方針において、小学校遊具の整備を優先することとし、 児童のニーズ調査を踏まえ、老朽化遊具の撤去・新設を図ることとした。
- (2)令和3年11月に南が丘小学校児童会及び江差北小学校児童会が、町長と教育長へ選定した複合 遊具を要望した。
- (3)令和4年8月に南が丘小学校及び江差北小学校の校庭に複合遊具が完成した。
- (4)令和4年11月に江差小学校児童会が、町長と教育長へ整備してほしい複合遊具について説明し 要望した。
- (5)令和5年1月に全校児童による投票によって、整備してほしい複合遊具が決定した。
- **3 事業費** 21,151千円 (ふるさと応援基金繰入金21,100千円、一般財源51千円)
- **4 事業期間** 令和5年4月から令和5年9月まで

5 複合遊具設置箇所図及び整備内容

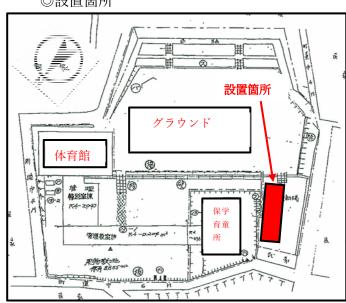
◎設置予定複合遊具 (イメージ)



◎整備内容

移設遊具	シーソー
土木工事	基礎工事
設置遊具	複合遊具 1基

◎設置箇所



<SDGsとの関連性>







江小、北小学校保健室簡易シャワー機能設置工事概要

<所管課:学校教育課>

1 事業目的

江差小学校及び江差北小学校の保健室において、児童等のケガの処理等における衛生上の対応と して必要な環境整備を図る。

- **2 工事概要** (1) サーモシャワーの設置 (2) 給排水等工事
- **3 事業費** 1,109千円(江小654千円、北小455千円)(全額一般財源)
- 4 事業期間 令和5年5月から令和5年8月まで



< SDG s との関連性>







「学校給食費完全無償化事業」概要

1 所 管 課	学校教育課	
2 事 業 費	事業費 18,554千円(全額一般財源) (1)学校給食費補助金 ①小学校費 11,252千円 ②中学校費 6,994千円 (2)学校給食食物アレルギー等対応補助金 ①小学校費 171千円 ②中学校費 137千円	
3 事業目的	子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、児童生徒の健全な育成を支援するとともに、家庭生活の向上を図り安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを目的とする。	
4 事業の概要	(1)「江差町学校給食費補助金交付規則」に基づき、学校給食費相当額を補助金として交付することにより、江差町立小・中学校児童生徒の学校給食費完全無償化を図る。なお、特別支援教育就学奨励費対象者及び就学援助費対象者については、学校給食費と奨励費及び援助費との差額を当該補助金として交付する。 (2)食物アレルギーや疾病等により学校給食を喫食できず、保護者による弁当対応をしている児童生徒については、「江差町学校給食食物アレルギー等対応補助金交付要綱」に基づき、学校給食費相当額の補助金を交付する。	
5 実施期間	令和5年4月1日~令和6年3月31日	
6 SDGs との 関連性	1 Hase costs 2 Hase costs ((()	

「学校AIドリル導入事業」概要

1	所	管	課	学校教育課
2	事	業	費	1,070 千円 (全額一般財源)
				※Qubena(キュビナ)を学習 e ポータルに登録したことで令和 5 年度のみ小
				学校は無償となる。
3	事	業目	的	一人一台端末に、統一したAIドリルを全ての町立小・中学校へ導入し、
				ICTを活用した児童生徒の習熟度に応じた個別最適な学力・学習の向上を
				図ることを目的とする。
4	事	業 概	要	AIドリル「Qubena (キュビナ)」を全ての町立小・中学校へ導入する。
				導入する教科については、下記のとおり
				・中1~3:数学/国語/理科/社会/英語
				・小5~6:算数/国語/理科/社会/英語
				・小3~4:算数/国語/理科/社会
				・小1~2:算数/国語
				Qubena (キュビナ) については、令和5年度全国学力・学習状況調査で行う英語の「話すこと」調査で使用するMEXCBT (メクビット) の学習 e ポータルとして、町教委が登録しているアプリケーションソフトでもある。 ・MEXCBT (メクビット) とは 文部科学省CBTシステム (※) のこと。動画、音声や試行錯誤が可能な CBTの特性を活かして、「思考力」や「問題発見・解決の能力」などのこれ まで測定が困難だった能力の測定が可能となる。 ※CBTとは、Computer Based Testing の略称で、コンピュータを使った試験方式のこと。 「児童生徒の正答・誤答によって、個別に出題されるデジタルドリル機能のイメージ ※ これは一例で、他の機能が搭載されたドリルがあり、活用が記載できなった。 「別に出題されるデジタルドリル機能のイメージ ※ これは一例で、他の機能が搭載されたドリルがあり、活用が記載できなった。 「別に出題されるデジタルドリル機能のイメージ ※ これは一例で、他の機能が搭載されたドリルがあり、活用が記載できなった。 「別に出題されるデジタルドリル機能のイメージ ※ これは一例で、他の機能が搭載されたドリルがあり、活用が記載できなった。 「第7年の内容が表表した。」 ・ 発展的内容 (株子型の内容の作品が注意) ・ 発展的内容 (株子型の内容の作品が注意) ・ 発展的内容 (大子型の内容の作品が注意) ・ 発展的内容
5	事業	美期	間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
6	S D G	s Ł	カ	▲ 東の高い政府を
	関	連 '	生	4 MONORARE AAGE

【令和5年度新規事業】

「部活動地域移行対策」の概要

<所管課:社会教育課>

□事業の目的

少子化が進む中、将来にわたり部活動の維持が困難になる中でも、子ども達がスポーツ及び文化・芸術活動に親しむことができる環境の整備に向け、部活動の地域への移行が進められており、「学校部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、『休日における地域クラブ活動への移行を令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」として、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す』としています。

これらのガイドラインに沿って部活動の地域移行の取り組みの推進に向け、関係団体による協議会を設立し円滑な移行を進めます。

□実施内容

(1)協議会の設立及び会議開催(年3回)

□協議会の概要

- (1)協議会の構成
 - ①地域スポーツ及び文化団体(スポーツ協会、スポーツ少年団本部、文化協会)
 - ②学校関係者
 - ③保護者(PTA、団体保護者会等)
 - ④学識経験者
 - ⑤教育委員会
- (2)協議内容
 - ①部活動の現状及びニーズ等調査の実施
 - ②地域における指導者等の確保
 - ③先進事例の情報取集

□予算措置

予算額:128千円 (単位:千円)

予算科目	内 容	予算額
7報償費	委員謝金 @2,000円×15人×3回	90
10 需用費	事務用品等	30
11役務費	郵便料	8
合 計		128

※国のR5予算(予定)「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」(補助事業)の活用・要望予定 (国1/3、道1/3、町1/3)















文化会館地下非常扉改修

≪所管課:社会教育課≫

1. 事業概要

文化会館地下非常扉全6枚中2枚についてドアが動かず開閉不可、また3枚がドアの 歪みやふくらみ、ドアノブの動きの悪さにより開閉困難、残り1枚についても可動が悪く なっておりスムーズな開閉ができない状況となっている。

現在の状態では、大ホールからの避難に影響を及ぼすこと、消防からの指摘事項となることから、今回、開閉不可の2枚を含む北側及び南側非常扉2カ所の改修を行うものです。

2. 整備概要

・パネル付片開きフラッシュ扉2カ所(北側・南側)の改修 扉計4枚分

3. 予算額 3, 960千円

	予算科目	金額(千円)	内訳
	14工事請負費	3,960	パネル付片開きフラッシュ扉2カ所 3,960
	合計	3,960	
お露め 選供 選出 でんしゅうしゅう おまれ 日本		2週になべる	北側扉 開閉不可 開閉困難 南側扉 開閉不可 開閉困難 ≪SDGsとの関連性≫
			SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2010BLEHT A ROBURT A ROB

資料37

文化会館屋上鋼製建具改修

≪所管課:社会教育課≫

1. 事業概要

文化会館屋上機械室搬入扉の腐食が進み断熱材が露出している状況にあり交換が必要である。

また、扉周りのコンクリートについても老朽化により剥離が見られ、改修が必要な状況である。

2. 整備概要

建具改修及びコンクリート剥離部補修

3. 予算額 3, 5 4 2 千円

予算科目	金額(千円)	内 訳
14工事請負費	3,542	建具改修及びコンクリート剥離部補修 3,542
合計	3,542	













文化会館外壁補修工事

≪所管課:社会教育課≫

1. 事業概要

文化会館外壁上部にある飾り鉄及び石材について、一部剥離が見られ、落下の危険があることから安全対策として工事を実施するものです。

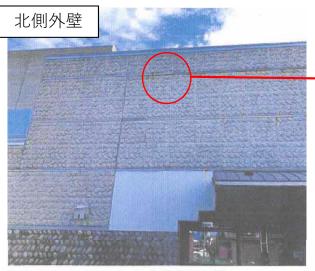
本工事については、令和5年度に大ホール正面側(北側)、令和6年度に裏側(南側)を改修し、2か年での実施を予定し、予算要求しているものです。

2. 整備概要

- ○外壁飾り鉄及び石材落下防止工事
 - ・外壁北側ステンレスボーダー(飾り鉄)の撤去・改修 64.6m
 - ・外壁北面石積み部改修 1.9㎡

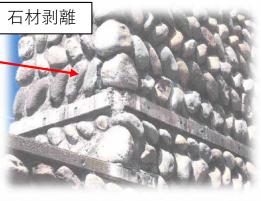
3. 予算額 1, 2 4 3 千円

予算科目	金額(千円)	内 訳
14工事請負費	1,243	落下防止工事一式1,243
合計	1,243	



















- ■開陽丸船体現状確認調査
- ■開陽丸遺物の保存・活用

〈所管課:社会教育課〉

1. 事業の目的

- ●海底遺跡「開陽丸」で現地保存している大型船体を、劣化の進行を抑えながら海底で 保存していくために、船体の現状を確認することが目的。
- ●海底から引き揚げた遺物が文化庁の「重要考古資料」に選定された。今後、遺物の一部が 重要文化財に指定されることも視野に入れ、遺物のデータベース作成が目的。

2. 事業の概要

- ●海底遺跡「開陽丸」で現地保存している大型船体の視覚確認。
- ●海底遺跡「開陽丸」の環境を測定するため、計測器(データロガー)でデータ収集。
- ●すでに引き揚げた遺物の所在確認と資料データベースの作成。
- ●遺物の歴史的価値の調査。

3. 予算要求額

●開陽丸船体現状確認調査 2,009 千円

予算科目	金額	内容
07 報償費	100,000	調査員への謝礼
08 旅費	371,000	調査員など旅費
10 需用費	142,000	データロガーなど
11 役務費	8,000	郵送料など
12 委託料	1,256,000	海底掘削作業の委託
13 使用料及び賃借料	132,000	空気タンクの借り上げ
合計	2,009,000	





●開陽丸遺物の保存・活用 2,272 千円

予算科目	金額	内容
02 給料	1,810,000	会計年度任用職員1名
03 職員手当等	132,000	同上に係る諸手当
04 共済費	330,000	同上に係る共済費等
合計	2,272,000	



《SDGs との関連性》









『コンサドーレ札幌連携事業』概要

資料40

≪所管課:社会教育課≫

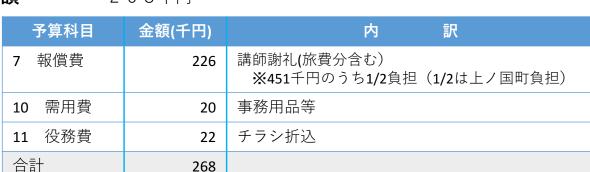
1. 事業概要

北海道をホームタウンとする「北海道コンサドーレ札幌」とスポーツ振興や町民の健康増進などのほか、コンサドーレのもつノウハウを活かし地域課題へ対応するとともに地域交流の活性化に向け、上ノ国町と合同で包括連携協定を締結したことを機に、町民の健康増進・スポーツ機会の創出に向けた事業を実施する。

2. 事業概要

- ①基礎トレーニング講座
 - ・スポーツトレーナーによる体幹など基礎トレーニング運動
- ②食育講座
 - ・専門家による食による健康をテーマとした講座
- **3. 開催時期** 9~10月頃(予定)
- 4. 開催場所 上ノ国町総合体育館(予定)





















運動公園テニスコート多目的改修

≪所管課:社会教育課≫

1. 事業概要

江差町運動公園内において中高生等が安心・安全に運動や交流ができる環境をつくる ため、運動公園内テニスコート4面のうち2面を多目的に利用できる広場として改修す る。

2. 整備概要

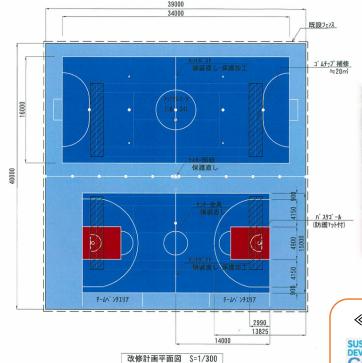
- (1)テニスコート改修
 - ・既存路面(ゴムチップ)の補修
 - ・バスケットボールコート、フットサルコート整備
- (2)管理室設置
- (3)備品整備
 - ・バスケットゴール、フットサルゴール
 - ・防球ネット(コート仕切)、ボール ※備品は移動可能なものとし広場としての利用も可とする





3. 予算額 14,824千円

予算科目	金額(千円)	内訳
14工事請負費	11,922	テニスコート改修 11,477 (表面改修、ゴムチップ補修、ライン敷設) 管理室設置 445
17備品購入費	2,902	バスケットゴール、フットサルゴール、 防球ネット、ボール
合計	14,824	













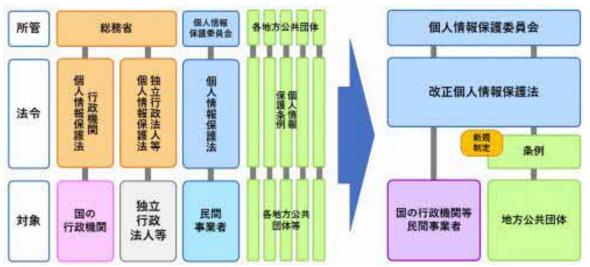


個人情報の保護に関する法律の改正に伴う町関係例規の整備について

1. 背景

- ○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)において、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正されました(以下「改正法」という。)。
- ○この改正に伴い、国の行政機関・独立行政法人等・民間事業者・各地方公共団体についてそれぞれ行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法・個人情報保護法・各地方公共団体の条例で規定されていた規律が一元化されることになります。

【改正イメージ図】



○令和5年4月1日からは、各地方公共団体においても法が直接適用されることから、改正後の個人情報保護制度に適合するように、関係条例・規則を整備することとなりました。

2. 改正法の概要(地方公共団体に関連するもののみ)

- (1)適用対象の一元化
 - ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用。
- (2) 定義の一元化
 - ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用。 (例:容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報等)
- (3) 個人情報の取扱いの一元化
 - ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用。 (例:保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限等)
- (4)個人情報ファイル簿の作成・公表
 - ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用(個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様1,000人以上)。
- (5) 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定。
- (6) 匿名加工情報の提供制度の導入
 - ・匿名加工情報の提供制度(定期的な提案募集)について、国と同じ規律を適用。
 - ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、 他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする。
- (7)個人情報保護委員会と地方公共団体の関係
 - ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に 対する監視に準じた措置を行う。
 - ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供 又は助言を求めることが可能。

(例:個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合等)

- (8) 条例との関係
 - ・地方公共団体は、法律の施行に必要な事項を条例で制定。

(例:手数料、開示請求等の処理期間等)

- ・特に必要な場合に限り、条例で独自の保護措置を規定。
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出。

3. 町の対応

- (1) 改正法と同一の趣旨である現行の「江差町個人情報保護条例」を廃止し、改正法の施行に関し、改正法により求められる事項を定める「江差町個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定します。
- (2) 江差町個人情報保護審査会に関する事項については「江差町個人情報保護条例」において定めていましたが、同条例が廃止されることに伴い、新たに「江差町個人情報保護審査会条例」を制定して規定します。

4. 江差町個人情報の保護に関する法律施行条例の概要

(1)条例の概要

項目	内 容	該当条文
用語の定義	・改正法及び同法施行令で使用する用語の例によ	第2条第1項
	る。	
	・「実施機関」を、町長、教育委員会、選挙管理委	第2条第2項
	員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定	
	資産評価審査委員会、公営企業管理者とする。	
開示請求に係る手数料等	・手数料を無料とする。	第3条第1項
	・写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費	第3条第2項
	用は、開示請求者の負担とする。	

	・経済的困難その他特別の理由があると認めるとき は、写しの作成及び送付に要する費用を減額し、 又は免除することができる。	第3条第3項
開示決定等の期限	・開示決定等は、開示請求があった日から14日以 内にしなければならない。	第5条第1項
	・事務処理上の困難その他正当な理由があるとき は、30日以内に限り延長することができる。	第5条第2項
開示決定等の期限の特例	・開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である ため、開示請求があった日から44日以内にその 全てについて開示決定等をすることにより事務の 遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、 開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分 につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有 個人情報については相当の期間内に開示決定等を すれば足りる。	第6条
訂正決定等の期限	・訂正決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。 ・事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる。	第7条第1項第7条第2項
訂正決定等の期限の特例	・訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき は、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。	第8条
利用停止決定等の期限	・利用停止決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。 ・事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる。	第9条第1項 第9条第2項
利用停止決定等の期限の 特例	・訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき は、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。	第10条
施行期日	・令和5年4月1日から施行する。	附則 第1条
江差町個人情報保護条例 の廃止	・現行の江差町個人情報保護条例を廃止する。	附則第2条
経過措置	 ・現行条例の規定によるその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、現行条例の廃止後も、なお従前の例による。 ・現行条例の廃止前に開示請求等がされた場合における現行条例に規定する個人情報の開示及び訂正については、なお従前の例による。 	附則 第3条第1項 附則 第3条第2項
	・現行条例の廃止前に実施機関の職員である者、ま	附則

たはあった者が、その業務に関して知り得た個人	第3条第2項
情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目	
的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲	
役又は50万円以下の罰金に処する。	
・現行条例の規定がその効力を失う前にした違反行	附則
為の処罰については、その失効後も、なお従前の	第4条
例による。	

(2)条例案

議案第17号 江差町個人情報の保護に関する法律施行条例(案)のとおり。

- (3) 改正法が適用されることによる現行制度からの主な変更点
 - ① 個人情報の定義 個人情報は生存する個人に関する情報に限られ、死者の情報が除かれます。
 - ② 本人取得の原則 本人から取得する旨の規定がなくなります。
 - ③ 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿 1,000人以上の個人情報ファイルが、作成・公表の対象となります。現行条例で定めていた個人情報取扱事務登録簿は、廃止します。
 - ④ 個人情報漏えい時の報告

個人情報の漏えいが発生し、個人の権利や利益を害するおそれがある場合の報告が義務付けられました。なお、個人報漏えい時は、個人情報保護委員会と本人に事象を報告する必要があります。

5. 江差町個人情報保護審査会条例の概要

(1)条例の概要

項目	内 容	該当条文
審査会の設置	・改正法第105条第3項において準用する同条第	第2条
	1項の規定による諮問に応じ審査請求について調	
	査審議するために、江差町個人情報保護審査会を	
	置く。	
組織	・審査会は、委員5人をもって組織する。	第3条
委員	・委員は、優れた識見を有する者のうちから町長が	第4条第1項
	任命する。	
	・委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の	第4条第2項
	任期は、前任者の残任期間とする。	
	・委員は、再任されることができる。	第4条第3項
	・委員が心身の故障のため職務の執行ができないと	第4条第4項
	認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他	
	委員たるに適しない非行があると認めるときは、	

	その委員を罷免することができる。	
	・委員は、現に職にいる場合でも、その職を退いた	第4条第5項
	後でも職務上知り得た秘密を漏らしてはならな	
	ν ₀	
	 ・委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員	第4条第6項
	となり、又は積極的に政治運動をしてはならな	
	い。	
会長	・審査会に、会長及び副会長を置く。	第5条第1項
	・会長及び副会長は、委員が互選する。	第5条第2項
	・会長は、会務を総理し、審査会を代表する。	第5条第3項
	・副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、	第5条第4項
	その職務を代理する。	
会議	・審査会の会議は、会長が招集する。	第6条第1項
	 ・審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を	第6条第2項
	開くことができない。	
	 ・会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可	第6条第3項
	否同数のときは会長が決する。	
定義	・「諮問庁」とは、改正法第105条第3項におい	第7条第1項
	て準用する同条第1項の規定により審査会に諮問	
	をした町の機関(議会を除く。)をいう。	
	・「保有個人情報」とは、改正法第78条第1項第	第7条第2項
	4号、第94条第1項又は第102条第1項に規	
	定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定	
	等に係る保有個人情報(法第60条第1項に規定	
	する保有個人情報をいう。)をいう。	
審査会の調査権限	・必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有	第8条第1項
	個人情報の提示を求めることができる。	
	・諮問庁は、保有個人情報の提示を拒んではならな	第8条第2項
	い。	
	・必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有	第8条第3項
	個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指	
	定する方法により分類又は整理した資料を作成	
	し、審査会に提出するよう求めることができる。	
	・改正法第105条第3項において準用する同条第	第8条第4項
	1 項の規定による諮問に係る事案の審議を行うた	
	めに必要があると認めるときは、審査請求人、参	
	加人、実施機関の職員その他関係者から意見若し	
	くは説明を聞き、又は必要な調査をすることがで	
	きる。	

意見の陳情	・審査請求人等から申立てがあったときは、当該審 査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなけ ればならない。	第9条第1項
	・審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、 補佐人とともに出頭することができる。	第9条第2項
意見書等の提出	・審査請求人等は審査会に対し、意見書又は資料を 提出することができる。	第10条
委員による調査手続	・必要があると認めるときは、その指名する委員に 諮問庁から提示された保有個人情報を閲覧させる ことができる。	第11条
提出資料の写しの送付等	・諮問庁から資料の提出又は審査請求人等からの主 張書面、資料の提出があったときは、これらの資 料又は主張書面の写しを当該資料を提出した審査 請求人等以外の審査請求人等に送付するものとす る。	第12条第1項
	・資料等の送付をしようとするときは、当該送付に 係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かな ければならない。	第12条第2項
諮問に対する答申	・実施機関に対し、書面により諮問があった日から 起算して60日以内に答申するよう努めなければ ならない。	第13条第1項
	・答申書には、次の各号に掲げる事項について記載 するほか、当該審査請求に関連した個人情報の保 護に関する施策についての意見を付することがで きる。 (1) 当該審査請求に対し実施機関がなすべき裁 決の種類及びその理由 (2) 答申の内容について少数意見があるときは 当該少数意見	第13条第2項
罰則	・委員で秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第16条
施行期日	・令和5年4月1日から施行する。	附則 第1条
経過措置	・施行日前に現行の江差町個人情報保護条例の規定 により設置された江差町個人情報保護審査会にさ れた諮問は、この条例の審査会にされたものとみ なし、現行の江差町個人情報保護条例に規定する 調査審議については、なお従前の例による。	附則 第2条

(2) 条例案

議案第18号 江差町個人情報保護審査会条例(案)のとおり。

6. 関係例規の整備

例規名称	整備の内容
江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例	参照法令等名の変更
江差町議会が保有する個人情報の保護に関する規則	廃止
江差町選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規則	廃止
江差町監査委員が保有する個人情報の保護に関する規則	廃止
江差町公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則	廃止
固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規則	廃止
江差町農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則	廃止
江差町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則	廃止
江差町Wi-Fi利用規則	参照法令等名の変更
江差町町税等のコンビニエンスストア収納事務の委託に関する規則	参照法令等名の変更
江差町庁内関係部署連携会議設置要綱	参照法令等名の変更
江差町成年後見制度利用支援事業実施要綱	参照法令等名の変更
江差町生活支援体制整備事業実施要綱	参照法令等名の変更
江差町認知症初期集中支援チーム設置要綱	参照法令等名の変更
江差町地域づくりポイント発行取扱要綱	参照法令等名の変更

江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例新旧対照表

,	况 仃	(秘密保持義務等)	第13条 指定管理者及び管理業務に従事しているもの(以下「従事	者」という。)は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当た	つては江差町個人情報保護条例(平成13年江差町条例第2号)の趣	旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければ	ならない。	2 (略)											
	以止後	(秘密保持義務等)	第13条 指定管理者及び管理業務に従事しているもの(以下「従事	者」という。)は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当た	つては個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣	旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければ	ならない。	2 (略)	附 則	(施行期日)	1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。	(経過措置)	2 この条例の施行の際現に指定管理者若しくはその管理する公の施設	の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者で	あった者若しくはその管理する公の施設の業務に従事していた者に係	る改正前の江差町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第	13条第1項の規定による義務については、この条例の施行後も、な	お従前の例による。	

E

江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改正前	(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)
改正後	(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般 候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条 払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金 の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者 その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支 乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自 動車運送事業者等に対し支払う 明は、 額を、 第4条

- 次に掲げる区分に 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 応じ、それぞれ次に定める金額 (2)
- 当該候補者が 当該選挙運 動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により 指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。) のそれぞれに 選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に 100円を超える場合に 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、 対し支払うべき金額(当該金額が16, は、16,100円)の合計金額
- 当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用 供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者に 第6項又は第8項の 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき 規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日ま、 第5項、 つき法第86条の4第1項、第2項、

) が回条 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金 の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者 その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支 乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自 第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。 額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、 動車運送事業者等に対し支払う。 払うべき金額のうち、

- 次に掲げる区分に (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 応じ、それぞれ次に定める金額
- 当該選挙運 動用自動車(同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により 当該候補者が 指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。) のそれぞれに つき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に 800円を超える場合に 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、 (当該金額が15, は、15,800円)の合計金額 対し支払うべき金額 1
- r 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (当該選挙運動用自動車 (これに代わり使用される他の選挙運動用 自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき 供給を受けた燃料の代金と合算して、

 7,560円に当該候補者に 第6項又は第8項の ₩ 規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日 第5項、 第2項、 つき法第86条の4第1項、

\mathbb{H} X
烹炭炭
四:
新旧対照表
48
$\overline{\Box}$
쁘
止
崇
1
る条例
NY
4/V
N
, ``
に騒み
,
非米
١ ١
\approx
 1
#
りの公費負担に関する
ΨМ
が
TT/W
:<1
1
\sim
\simeq
重
11-1
堙
(1/1
烘
TH/
in the
N
10
42
3176
おける
における
における
をにおける
挙における
異挙における
選挙における
の選挙における
の選挙における
長の選挙における
「長の選挙における」
町長の選挙における
町長の選挙における
差町長の選挙における
に差町長の選挙における
江差町長の選挙における
バエ 差町 長の 選挙 における
び江差町長の選挙における
及び江差町長の選挙における
及び江差町長の選挙における
冒及び江差町長の選挙における
員及び江差町長の選挙における
議員及び江差町長の選挙における
・議員及び江差町長の選挙における
会議員及び江差町長の選挙における
養会議員及び江差町長の選挙における
議会議員及び江差町長の選挙における
丁議会議員及び江差町長の選挙における
町議会議員及び江差町長の選挙における
管町議会議員及び江差町長の選挙における。
、差町議会議員及び江差町長の選挙における
工差町議会議員及び江差町長の選挙における
江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の

改正 後	故正前
の日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて	の日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて
得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定	得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定
めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認	めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認
したものに限る。)	したものに限る。)
ウ 略	ウ
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)
第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条	第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条
の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払	の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払
うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚	うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚
当たりの作成単価(当該作成単価が <u>7円73銭</u> を超える場合には、 <u>7円</u>	当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円
73銭) に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙	51銭) に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙
の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のもので	の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のもので
あることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請	あることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請
に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未	に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未
満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段	満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段
において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限	において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限
り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成	り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成
を業とする者に対し支払う。	を業とする者に対し支払う。

江差町職員の育児休業等に関する条例改正概要【総務課】

国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、 未施行の措置として残っていた育児休業の取得制限の緩和、育児参加のための休暇の対象 期間の拡大等の措置について、令和4年10月1日から施行となりました。これに倣い、 地方公務員についても同様の措置を講ずることとされています。

今回の改正内容の概要は、以下のとおりです。

1 育児休業の取得階数制限の緩和等

- (1) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除(第3条第5号の削除)
- (2) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備(第3条第8号の改正)
- 2 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員の育児休業取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員がこの出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」と緩和する規定を整備(第2条第3号アの改正)

- 3 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化
 - (1) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備(第2条第3号イの改正)
 - (2) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、 上記(1)と同様に、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能と するための規定を整備(第2条の3第3号の改正)
 - (3) 上記(1)の改正に併せて、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備(第2条の4の改正)
- 4 適用日

令和4年10月1日より適用

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表 	77 17
攻止後	攻止前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と
する。	する。
(1)~(2) 略	(1)~(2) 路
(3) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職	(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員 以外の非常勤職
アー次のいずれにも該当する非常勤職員	アー次のいずれにも該当する非常勤職員
(7) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をい	(7) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をい
う。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到	う。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到
達日」という。) (当該子の出生の日から第3条の2に規定する	達日」という。) (第2条の4
期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日	
から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっ	
ては、当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新	ては、2歳 に達する日)までに、その任期(任期が更新
される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定	される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定
職に引き続き引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定	職に引き続き引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定
職」という。)採用されないことが明らかでない非常勤職員	職」という。)採用されないことが明らかでない非常勤職員
(4) 略	量 (ノ)
イ 次のいずれかに該当する非常勤職員	イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育
	する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到
	達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業
	の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあって
	は、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員
	に限る。)
(7) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」とい	(新設)
う。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲	

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表	
改正後	改正前
1 成到達日の翌日を育児体業の期間の初日とする育児体業をしようとするもの (4) その任期の末日を育児体業の期間の末日とする育児体業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後	(新設)
引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る 子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を 育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの	
(削除)	ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が予選をはいて、当該任期の満了後に特定職に引き続き採用される
(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)	<u>ことに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日</u> <u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。	第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
(1)~(2) 略(3) 1歳から6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲	(1)~(2) 略 (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員
げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げ	が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる 場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲
る事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する	げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあって

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表	
改正後	改正前
場合) 当該子の1歳6か月到達日	は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当 該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいず
	れかの日)) の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に
	掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする
	育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は
	当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当
	該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期
	間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場
	合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日
ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に	(新設)
掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が	
同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方	
等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である	
場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日	
とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なる	
ときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げ	
る場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場	
合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日	
以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする	
場合	
イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非	ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非
常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日	常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到
とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員	達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児
の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又	休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到
はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日	達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表	
改正後	改正前
とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末	当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた
日とされた日)において地方等育児休業をしている場合	日)において地方等育児休業をしている場合
ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続	イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続
的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場	的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場
合に該当する場合	合に該当する場合
エ 当該子について、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤	(新設)
職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とさ	
れた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業	
をしたことがない場合	
(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)	(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)
第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月	第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月
から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる	から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳
場合	6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの
	条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児
	休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任
	期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の
	末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日と
のいずれにも該当	する育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当
する場合 (当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている	するとは
場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3	
号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合に	
あっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。	L + 2 .
(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職	(新設)
員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当	
して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期	

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表	
以正後	改正前
間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする	
育児休業をしようとする場合	$\overline{(1) \sim (2)}$ 略
$(2) \sim (3)$ 略	(新設)
(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の	
期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合	
(削除)	(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準とし
	て条例で定める期間)
	第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間
	を基準として条例で定める期間は、57日間とする。
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情)	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情)
第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げ	第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げ
る事情とする。	る事情とする。
(1) ~(4) 略	(1)~(4) 略
(削除)	(5) 育児休業 (この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る
	子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過
	したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の
	際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計
	画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。
報 (9)~(2)	<u>婦 (2)~(9)</u>
(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業	(8) その任期 の末日を育児休業
の期間の末日とする育児休業をしている <u>もの</u> が、当該 <u>任期を</u>	の期間の末日とする育児休業をしている <u>非常勤職員</u> が、当該 <u>育児休業</u>
<u>東新され、又は当該任期の満了後引き</u>	に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特
続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子につい	定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の
て、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を	末日の翌日又は当該引き続き採用される日を
育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。	育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表	
改正後	改正前
(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として	(新設)
条例で定める期間)	
第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を	
基準として条例で定める期間は、57日とする。	
(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に	(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に
育児短時間勤務をすることができる特別の事情)	育児短時間勤務をすることができる特別の事情)
第10条 育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事	第10条 育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事
情は、次に掲げる事情とする。	情は、次に掲げる事情とする。
(1)~(2) 略	(1)~(2) 器
(6) 育児短時間勤務 (この号の規定に該当したことにより当該育児短時	(6) 育児短時間勤務 (この号の規定に該当したことにより当該育児短時
間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上	間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上
の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児	の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児
短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育する	短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育する
ための計画について <u>育児短時間勤務計画書</u> により任命権者に申し出た	ための計画について <u>育児休業等計画書</u> により任命権者に申し出た
場合に限る。)。	場合に限る。)。
智 (2)	留 (2)
M 則	
(施行期日)	
第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用す	
Ś	
(経過措置)	
第2条 この条例の適用日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する	
この条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10	
条 (第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例	
による。	

める条例新旧対照表	改正前	(発験)	(新設)	
江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	改正後	9の安全の確保を図る 5事業所外での活動、 15事業所外での活動、 15年表の他の日常生活 東その他放課後児童健 なの計画(以下この条 変安全計画に従い必要 を会計画について周知 を確保に関して保護者 計画に基づく取組の内 計画に基づく取組の内	 必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (業務継続計画の策定等) 第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業 所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援 の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再 	開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」とい

条例新旧対照表
10
\mathcal{L}
、定め
5基準を)
1
に関す
び運営に
Ŋ,
り設備及
を

Ē
\mathbb{H}
世
朣
릿
滚
町放課後
万
差町方
江差町

改正後	改正前
 う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 	
(衛生管理等) 第13条 (略)	(衛生管理等) 第13条 (略)
2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>職員に対し、</u> 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症	2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講 ずる
<u>の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する</u> よう努めな ければならない。	よう努めなければならない。
3 (略)	3 (略) 附 則
(安全計画の策定等に係る経過措置) 第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条	(職員に関する経過措置) 第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第1
	制につ (平成)
頃中「講しなければ」とめるのは「講するよう穷めなければ」と、回	丁正している有を含む。ノ」とする。

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	
改正後	条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。_

改正後

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

故正後	改正前
	ついては、この限りでない。 (徴戒に係ろ権限の濫用禁止)
第13条 削除	<u> </u>
	の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を ゼスレネけ 身体的生活を与った
	the transfer of the transfer o
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食	2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食
中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食	中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u>
中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びま	
<u>ん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう</u> 努めなければならな	
°\2	°, 2
3~5 (略)	3~5 (略)

江差町学童保育所設置条例新旧対照表

改正前	第2条に定める入所定員の範囲内とし、 <u>町内</u>	
	(入所学童の範囲) 第5条 入所学童は、第2彡	に在住する学童とする。
改正後	(入所学童の範囲) 第5条 入所学童は、第2条に定める入所定員の範囲内とし、 <u>江差</u>	町立小学校に就学している児童とする。

#2
沼
対昭
新
列
**
保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
4
$\frac{11}{2}$
44
₩
斯
7
4
<u>₩</u>
1)
宗
一
が続
##
7mm
uK I
計
华
在 九
亚
华
**
7
N N
1 2
THE THE
=
• Иш
女子
##\ 111
计
不
H.
洲
Ϋ́

改正後	改正前
第4条 (略)	第4条 (略)
2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区	2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区
分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定	分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定
員を定めるものとする。ただし、法 <u>第19条</u> 第3号に掲げる小	員を定めるものとする。ただし、法 <u>第19条第1項</u> 第3号に掲げる小
学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前	学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前
子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものと	子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものと
+3°	する。
(1) 認定こども園 法 <u>第19条</u> 各号に掲げる小学校就学前	(1) 認定こども園 法 <u>第19条第1項</u> 各号に掲げる小学校就学前
子どもの区分	子どもの区分
(2) 幼稚園 法 <u>第19条</u> 第1号に掲げる小学校就学前子ど	(2) 幼稚園 法 <u>第19条第1項</u> 第1号に掲げる小学校就学前子ど
もの医分	もの区分
(3) 保育所 法 <u>第19条</u> 第2号に掲げる小学校就学前子ど	(3) 保育所 法 <u>第19条第1項</u> 第2号に掲げる小学校就学前子ど
もの区分及び <u>同条</u> 第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分	もの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)	(正当な理由のない提供拒否の禁止等)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 特定教育・保育施設 (認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項	2 特定教育・保育施設 (認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項
において同じ。)は、利用の申込みに係る法 <u>第19条</u> 第1号に	において同じ。)は、利用の申込みに係る法 <u>第19条第1項</u> 第1号に
掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用し	掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用し
ている同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認	ている同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認
定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就	定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就
学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽	学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後

改正前

選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条</u> 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に 利用している 同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども の総数が、当該特定教育・保育施設を応設する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設を 5利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子ともが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (悪

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条

選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項</u>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に裁当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設を応設当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設を高利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 · 5 (略)

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法<u>第19条第1項</u>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条

お昭寿
- 関 ナス 其 淮 タ 庁 込 ス 条 例 新 ド
すがイ
は淮から
ナスま
中国 心原
型 八 原 黒 (
古幸 車 素の
·7.《特定协协型保育事業の演堂》?
B7K特
• 保查辦勢及
計数台・
汀差町特定教育

改正後	改正前
第2項及び第42条第4項第1号において同じ。)の規定により市町 はお行る調整な7兆両書に対し、 つき 2 個 D 放力し かけわげわらわい	第2項及び第42条第4項第1号において同じ。)の規定により市町社が行る調整なび町書に対していまる限り扱力しなければならない。
(1.7-1.1.7 週世人) 文品に対し、、この限り囲わしない47は45で47。 (受給資格等の確認)	tivtiノ調至久で安間に対し、こので取り加力ではCAMaraのない。 (受給質格等の確認)
第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場	第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場
合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場	合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場
合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令	合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令
第44号)第7条第2項の規定による通知)によつて、教育・保育給	第44号)第7条第2項の規定による通知)によつて、教育・保育給
付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法 <u>第19条</u>	付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法 <u>第19条第1</u>
各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有	<u>項</u> 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有
効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をい	効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をい
う。)等を確かめるものとする。	う。)等を確かめるものとする。
(利用者負担額等の受領)	(利用者負担額等の受領)
第13条 (略)	第13条 (略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教	4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教
育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費	育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費
用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用	(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
ア 次の (ア) 又は (イ) に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定	ア 次の (ア) 又は (イ) に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定

条例新旧対照表
10
\mathcal{L}
がある
14
:の運営に関する基準を定める
基
1/9
To
製 2
्री जिस्
画
7
洲
特定地域型保育事業の運営に
₩E
咲
型
類
対
出
然
なん
保育施設及
酒
章
迷
•
炎育
定教育
江差町特定教
新
加田
江差町特須
<i>'</i> >-

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表	する基準を定める条例新旧対照表
改正後	改正前
子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保	子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保
育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得	育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得
割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるも	割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるも
のに対する副食の提供	のに対する副食の提供
(ア) 法 <u>第19条</u> 第1号に掲げる小学校就学前子どもに	(ア) 法 <u>第19条第1項</u> 第1号に掲げる小学校就学前子どもに
該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円	該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
(イ) 法 <u>第19条</u> 第2号に掲げる小学校就学前子どもに	(イ) 法 <u>第19条第1項</u> 第2号に掲げる小学校就学前子どもに
該当する教育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認定	該当する教育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認定
子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円	子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円
(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保	(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保
護者にあつては、77,101円)	護者にあつては、77,101円)
イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定	イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定
子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前	子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前
子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小	子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小
学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下	学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下
このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれ	このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれ
ぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の	ぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の
提供(アに該当するものを除く。)	提供(アに該当するものを除く。)
(ア) 法 <u>第19条</u> 第1号に掲げる小学校就学前子どもに	(ア) 法 <u>第19条第1項</u> 第1号に掲げる小学校就学前子どもに
該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又	該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又
は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目	は小学校第3学年修了前子ども (そのうち最年長者及び2番目

#
出
苹
\blacksquare
排
何
$^{\!$
K
$\frac{1}{2}$
/\ 作
用が
・保育施設及び特定地域型保育事業の運営で関する基準を定める条何新日対昭表
K
4
部
7
赋
浀
6
牃
#
顺
뽀
刑
1
本
11
火火
7
7
14
Nu TE
TH M
<u>₹</u>
. 恒
**
1
雄
Ė
米
$\stackrel{\leftarrow}{\downarrow}$

改正後	改正前
の年長者である者を除く。)である者	の年長者である者を除く。)である者
(イ) 法 <u>第19条</u> 第2号に掲げる小学校就学前子どもに	(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに
該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども	該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども
(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)で	(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) で
ある者	ある者
ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供	ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
(4) ・ (5) (略)	(4) • (5) (略)
5・6 (略)	5 · 6 (略)
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ
て、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの	て、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの
心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければ	心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければ
ならない。	ならない。
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
(3) 幼稚園 幼稚園教育要領 (学校教育法 (昭和22年法律第2	(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第2
6号)第25条 <u>第1項</u> の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園	6号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園
の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)	の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)
(4) (略)	(4) (略)
2 (略)	2 (略)
(運営規程)	(運営規程)

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関	保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
改正後	改正前
な音 5 規和 いばな	ý青・5 規和 5 規和 1 ばた
 (1) ~ (3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法<u>第19条</u> 第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 	 (1) ~ (3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法<u>第19条第1項</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
$(5)\sim(11)$ (略)	(5) ~ (11) (略) (懲戒に係る権限の濫用禁止)
第26条 削除	第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)
第35条 特定教育・保育施設 (保育所に限る。以下この条において同じ。) が法 <u>第19条</u> 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならな	第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法 <u>第19条第1項</u> 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならな

出
<u> </u>
1/2
47
7
7-115
<u>A</u>
-
XX
7/1.
N
′``
√
進を定める 条
417
7.—
44
.11111

其
単
- 1
の渾覚に関する基準
間もど
40
111.0
#
~
1-1
계대
tim1
6
111
牃
1-4
11111
14-
ήШ
- 12
=
=
型保育
沙型 (2)
成型
加勒型
护城型 6
产的城型化
定的域型的
护士城市
护士城市
\ 体 所 岩 成 点
ry 特定 岩湖市
\ 体 所 岩 成 点
<u>定教育,保育施設及7%特定地域</u> 先
\ 体 所 岩 成 点

改正後	改正前
٥٠/١	6,7
2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する
場合には、当該特別利用保育に係る法 <u>第19条</u> 第1号に掲げる	場合には、当該特別利用保育に係る法 <u>第19条第1項</u> 第1号に掲げる
小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特	小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特
定教育・保育施設を現に利用している <u>同条</u> 第2号に掲げる小学校就学	定教育・保育施設を現に利用している <u>同項</u> 第2号に掲げる小学校就学
前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2	前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2
項第3号の規定により定められた法 <u>第19条</u> 第2号に掲げる小	項第3号の規定により定められた法 <u>第19条第1項</u> 第2号に掲げる小
学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供す	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供す
る場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には	る場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には
特例施設型給付費 (法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次	特例施設型給付費 (法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次
条第3項において同じ。)を、それぞれを含むものとして、前節(第	条第3項において同じ。)を、それぞれを含むものとして、前節 (第
6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合	6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合
において、第6条第2項中「特定教育・保育施設 (認定こども園又は	において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は
幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教	幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教
育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項	育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項
において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当す	において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当す
る教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は <u>同条</u> 第2号に掲	る教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は <u>同項</u> 第2号に掲
げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、	げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、
第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは	第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは
「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定し	「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定し
た費用の額」と、同条第4項第3号イ (ア) 中「教育・保育給付認定	た費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定

・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表 江差町特定教育

改正後

子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子どもしあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。) が法<u>第19条</u> 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条</u> 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条</u> 第1号に掲げる小学校就学学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、

改正前

子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1項</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第1項</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1項</u>第1号に掲げる小学校就学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、

・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表 江差町特定教育

改正後

第6条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条</u> 第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条</u> 3小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条</u> 度2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子とも」とあるのは「同条第1号に移げる小学校就学前子ともに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項年「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 (略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1号第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事

改正部

第6条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項</u>第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条</u> 多小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条</u> 第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子ともに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる小学校就学前子ともの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる衛」とあるのは「社第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業を行う事業の小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後

業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号へに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号へに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条 第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条</u> 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを発く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

改正部

業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号へに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号へに規定する共済組合等の構成員をの構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法<u>第19条第1項</u>第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもに高のとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項</u>第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

る条例新旧対照表
\mathcal{L}
を定め、
角を
する基準を
10
4
運営に関
河
灃
9
無
恒
保
四陸
治海
型
李
3
以及
猫
经营
昳
· 恒
教育
谣
李

江河

改正後	改正前
3 • 4 (略)	3・4 (略)
用地域型保育の基準)は土田にお居に大士等を必ずな	₹.
第51条 特定地域型保育事業者が宏 <u>第19条</u> 第1号に掲げる小学校神学部エゾまに転出する数容・促苔終付数宗エゾまに対して	第51条 特定地域型保育事業者が佐 <u>第19条第1項</u> 第1号に掲げる小学校辞学部エジまに繋出する教会・促奏終付数宗エゾまに対1年間到
ナス処ナ門」こりに終ヨナシ牧月・水月船口がた」こりに対しれが利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域	ナビルナミ ひに 吹 ヨッシ ひ 目 ・ 下 目 に い に い こ い に い い い い い い い い い い い い い
型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を
提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法 <u>第19条</u>	提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法 <u>第19条第1項</u>
第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子	第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子
ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認	ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認
定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場	定子ども (次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場
合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法 <u>第19条</u>	合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法 <u>第19条第1</u>
第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定	項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定
子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた	子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた
利用定員の総数を超えないものとする。	利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育
を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地	を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地
域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例	域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例
地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ	地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ
含むものとして、前節(第40条第2項を除き、第50条において準	含むものとして、前節(第40条第2項を除き、第50条において準
用する第8条から第14条まで (第10条及び第13条を除く。)、	用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、

・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表 江差町特定教育

改正後

改正前

<u>| [</u> 狄 箫 第3号に掲げ る小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認 定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章におい 第2号に掲げる小学校就学 「同条第3号に掲げる小 学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要 られる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあ 申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 て同じ。)」とあるのは「同号又は<u>同条</u>第3号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定 により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用 域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他 公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護 当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認め 者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の 除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。 この場合において、 前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、 39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条 条第3項において同じ。)の規定を適用する。 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「 地域型保育の対象となる法第19条 対象となる法第19条 るのは「抽選、

<u>| [</u> 39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げ る小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条 「満3歳未満保育認 て同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定 こより特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用 地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小 学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要 られる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあ 申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地 域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他 公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護 対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を 定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章におい の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認め 者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の 除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」 この場合において、 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。 前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、 第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、 条第3項において同じ。)の規定を適用する。 るのは「抽選、

旧対昭表
—
乜
17
Ш
ī
班
=
Ŧ
NY
1//
N
$\hat{}$
$\stackrel{\star}{\gg}$
fi i
ήĘ
٦,
36
銏
7
其
N
1
To
Ш41
Щ1Г
Ŋ
~
川
111111
呷
0
雅
컌
11111
1/-
ΉЩ
保祉
即保育
型保育
或型保育
1城型保育
的城型保育
: 地域型保育
定地域型保管
弄定
、特定地域型保管
7.特定地域型保管
・イア特定地域型保育事業の渾営に関する某種を定める条例新旧ホ
及7、特定地域型保管
B.及7.X特定地域型保管
設及7%特定地域型保育
h
施設及7%特定地域型保管
盲施設及7%特定地域型保 育
·育施設及7//特定地域型保管
呆育施設及7%特定地域型保育
保育施設及び特定地域型保管
• 保育施設及
汀

より算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前 とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準に 頃」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる 費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3 号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と、同条第5項中 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利 用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域 提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項</u> ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項</u>第3号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第 該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。 1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、 型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 とする。 改正前 「前各項」とあるのは「前3項」 (特定利用地域型保育の基準) 第52条 とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準に 費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3 第2号に掲げる小 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第 より算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前 項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる 号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と、同条第5項中 用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域 ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げ 第1号に掲げる 学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) 1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、 提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条 型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 該特別利用地域型保育の対象となる法第19条 特定地域型保育事業者が法第19条 とする。 改正後 「前各項」とあるのは「前3項」 (特定利用地域型保育の基準) 第52条

の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を

超えないものとする。

つ総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を

超えないものとする。

る条例新旧対照表
関する基準を定める
に関する基
事業の運営に関す
官地域型保育፮
及び特定地
·保育施設,
江差町特定教育.

	改正後	改正前
3	特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保	
	を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地	を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地
	域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとし	域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとし
	て、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中	て、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中
	「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護	「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護
	者 (特定利用地域型保育の対象となる法 <u>第19条</u> 第2号に掲げ	者(特定利用地域型保育の対象となる法 <u>第19条第1項</u> 第2号に掲げ
	る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満	る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満
	3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者	3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者
	に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは	に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは
	「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中	「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中
	「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2	「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2
	項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、	項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、
	同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供	同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供
	(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに	(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに
	対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に	対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に
	規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項	規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項
	第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。	第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

ると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上 第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯 主に対し出産育児一時金として金408,000円を支給する。た だし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があ 改正前 限として加算するものとする。 (出産育児一時金) (盤) S 第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯 ると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上 主に対し出産育児一時金として金488,000円を支給する。た だし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があ 令和5年4月1日から施行する。 江差町国民健康保險条例新旧対照表 改正後 限として加算するものとする。 (出産育児一時金) この条例は、 2 (器) 附



江差町過疎地域持続的発展市町村計画【変更】

変更の理由	事業内容の追加のため				
		華水			
		事業主体	ĦŢ	南工会	
変更後		事業内容	旧江光ビル跡地活 用拠点施設整備事 業	商店街巡行バス運 行支援	
		事業名 (施設名)	(7) 商業 その他		
	(3) 計画	持続的発展 施策区分	2. 産業の振興		
		備考			
		事業主体	路工会		
変更前		事業内容	商店街巡行バス運 行支援		
		事業名 (施設名)	(7) 商業 その他		
	(3) 計画	持続的発展施 策区分	2. 産業の振興		